

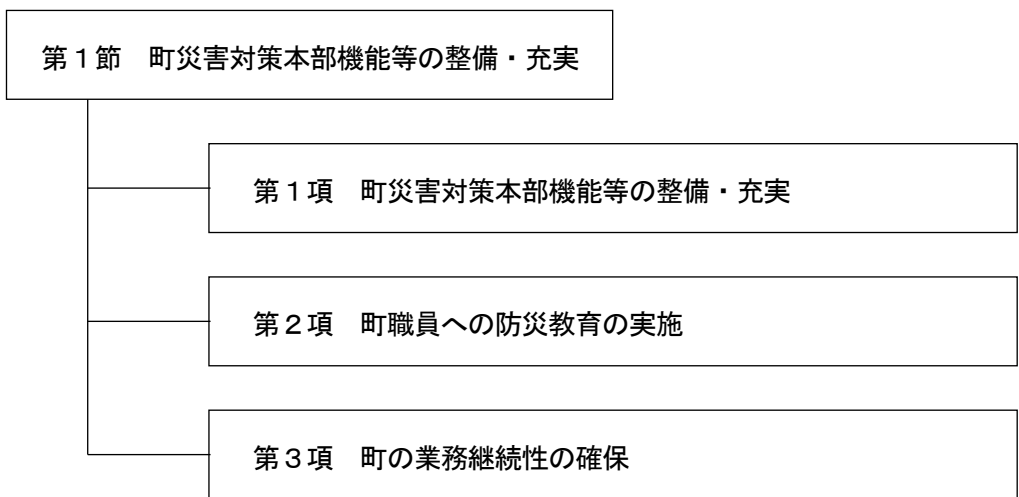
第2部 災害予防・減災対策

第1章 災害予防・減災体制の整備・強化

第1節 町災害対策本部機能等の整備・充実

【主担当課等】
危機管理課

東日本大震災による行政機能が著しく低下した事例や、近年の大型台風等の異常気象の頻繁な発生を踏まえ、町は、町災害対策本部機能等の整備・充実を進めます。
また、町の業務継続性の確保として業務継続計画（BCP）の作成による対策を進めます。



第1項 町災害対策本部機能等の整備・充実

1 町災害対策本部体制

(1) 町災害対策本部の設置

役場本庁に災害対策本部を設置します。また必要に応じて海山総合支所に災害対策支部を、現地に現地災害対策本部を設置します。

ただし、役場本庁及び海山総合支所が地震等の被害により使用不能となった場合は、町災害対策本部を紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」バックアップオフィスに、町災害対策支部を海山リサイクルセンターに設置します。

(2) 災害対策拠点施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」、「道の駅」紀伊長島マンボウ、「道の駅」海山の活用などを図ります。

2 町災害対策本部施設及び設備

町は、発災時、迅速に町災害対策本部を設置して活動できるよう、施設・設備の浸水対策及び耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの対策を進めます。

3 物資・機材の備蓄

(1) 町災害対策本部

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めます。

(2) 町災害対策支部及び現地災害対策本部

町災害対策支部及び実際の災害発生現場に近い現地災害対策本部など、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を推進します。

4 職員参集体制の整備

(1) 災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策要員への連絡体制の整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

(2) 退職した町職員OBや消防団等の災害対策要員としての活用を検討します。

5 津波発生時の対策

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保等の対策を検討し、職員災害行動マニュアルへの反映等による対策を進めます。

6 広報体制の整備

住民への広報内容については、平常時から具体的に定めておくとともに、報道機関へ迅速に情報を提供できる体制を整備し、県、防災関係機関、報道機関と災害時における広報の方法等について十分協議しておきます。

また、住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、町災害対策本部に報道用スペースの設置を検討します。

7 災害対策業務へのICT活用の検討

災害現場で活用可能なICTについて、県と市町で意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行います。

第2項 町職員への防災教育の実施

1 町職員への防災教育の実施

町職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、町は、職員研修等を利用して、防災教育を図るものとし、その内容は次の事項を含むものとしします。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の職員災害行動マニュアルの周知徹底を図るとともに、防災知識の向上、地域における防災リーダーとして活動に努めるものとしします。

(1) 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど）

(2) 気象情報（警報、特別警報、台風、局地的大雨・竜巻等）に関する知識等

(3) 土砂災害（土砂災害警戒区域等）に関する知識等

(4) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(5) 地震・津波に関する一般的な知識

- (6) 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- (7) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (8) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (9) 職員等が果たすべき役割
- (10) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (11) 職員が各家庭において実施すべき災害対策
- (12) 今後取り組む必要のある課題

2 町職員の防災対策の推進

町職員は、町民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策を推進し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策活動に加われるよう、平常時の備えに努めます。

第3項 町の業務継続性の確保

1 災害応急対策の実施上重要な施設の対策

町災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎並びに災害応急対策の実施上重要な施設等の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、防災体制の整備を図るものとし、

また、非常用電源、通信手段、必要な資機材及び緊急車両等を確保します。

2 業務継続性の確保

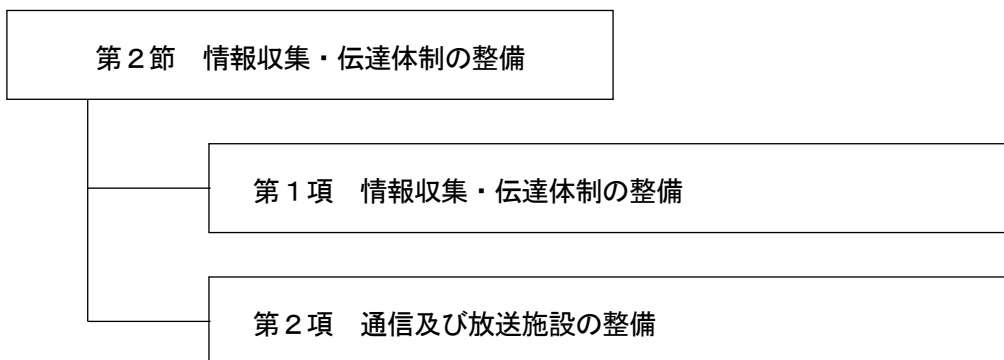
町は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画（BCP）を作成することにより、業務継続性を確保します。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

【主担当課等】

危機管理課、住民課、福祉保健課

町は、どの時間帯に災害が発生しても、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、町災害対策本部等が必要な情報収集ができる体制整備を進めるとともに、住民等が迅速に避難できるように、多様な伝達手段を確保します。



第1項 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

町災害対策本部、支部及び防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めます。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図ります。

(1) 県等の防災情報システムの活用

県と町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用します。

(2) 町防災行政無線の整備・活用

ア 町防災行政無線の確実な運用を図るため整備拡充に努めます。

イ 災害時において迅速に被害の状況を把握し、住民に対しても気象予報及び警報や避難等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線（戸別受信機）の整備を推進します。

ウ 防災行政無線の整備にあたっては、施設・設備の安全対策に留意するものとし、保守点検及び操作の徹底とともに、非常用発電設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、浸水のおそれのない場所への設置等必要な予防措置を促進します。

エ 役場本庁・海山総合支所、紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」バックアップオフィスに設置している防災行政無線設備と、各地区に設置している子局とが相互通報できるシステムを活用し、住民との情報交換を図ります。

資料編 「町防災行政無線設置状況」（P. 資3-1）参照

(3) 多様な情報収集・伝達手段の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達のため、被災現場情報の収集・伝達にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めます。

イ 地域防災力向上支援のため、外部との連絡を行う「衛星携帯電話」の配備、「非常用発電機」の設置を進めるなど、要配慮者や孤立地区に配慮した多様な手段の確保を進めます。

また、太陽光発電、風力発電等の地区内で供給可能な電源の確保についても検討を図ります。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとし、ピクトグラムを用いた案内標識等を設置（※）や、避難行動要支援者名簿及び個人避難計画の作成を推進します。

※ ピクトグラム（Pictogram）は、一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）です。

第2章第2節第1項1 「指定緊急避難場所の指定・周知」（P. 2-25）参照

第3章第6節第1項1 「避難行動要支援者名簿の作成」（P. 2-44）参照

(5) 被災者安否情報提供窓口の設置

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制の検討と推進を図ります。

2 沿岸部における情報収集・伝達体制の整備

町と防災関係機関は、沿岸部漁業従事者の情報収集・伝達体制を整備するとともに、海岸付近の観光客等への情報伝達体制を確立するよう努めます。

第2項 通信及び放送施設の整備

1 情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用

町は、県、防災関係機関及び電気通信事業者と連携し、情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用を図ります。

2 通信設備の優先利用

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとします。

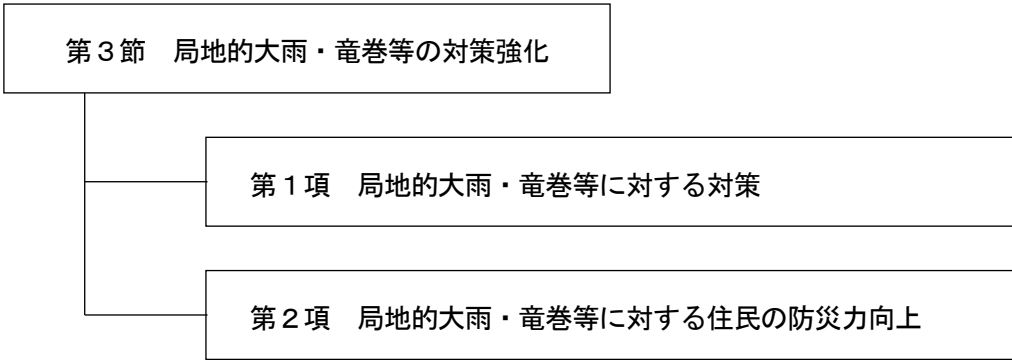
3 個人、企業等が保有する独自の通信ネットワークの活用

個人、企業等保有する独自の通信ネットワーク、アマチュア無線、インターネットの活用に努めるとともに、携帯電話及びパケット通信、地上デジタル放送、CATV、ワンセグの活用や、衛星携帯電話の普及等により災害時の情報の共有化を進めます。

第3節 局地的大雨・竜巻等の対策強化

【主担当課等】
危機管理課、建設課

近年の局地的な大雨の頻発に対して、町内中小河川の氾濫等による住家被害、土石流災害などに対する対策を強化します。
また、竜巻が発生しやすい気象条件となった場合の対策を進めます。



第1項 局地的大雨・竜巻等に対する対策

台風や前線を伴う大雨等の風水害とともに、局地的大雨に対する対策を推進します。

1 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨・竜巻に対する情報収集・伝達体制の整備を推進します。

第1章第2節 「情報収集・伝達体制の整備」(P. 2-4) 参照

2 土砂災害予防対策の推進

局地的大雨に備え土砂災害警戒区域等の土砂災害予防対策を推進します。

第4章第5節 「土砂災害予防対策の推進」(P. 2-61) 参照

第2項 局地的大雨・竜巻等に対する住民の防災力向上

1 局地的大雨・竜巻等に対する住民への周知

町は、ホームページや広報等により局地的大雨・竜巻等に対する対策等の町民への周知に努めます。

2 局地的大雨・竜巻等に対する住民の予防対策

局地的大雨は、報道等で「ゲリラ豪雨」などとも呼ばれるように、極めて局地的に大雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨の最大化までの時間が非常に短いため、現在の技術では事前に発生場所や時刻の特定、雨量の予測は、大変困難とされています。

このことから、局地的大雨・竜巻から身を守るためには、次のような住民自身の防災力を向上させることが危機から逃れる最大の武器となります。

- (1) 台風や集中豪雨などにより洪水、土砂災害、落雷、竜巻等に関する知識や気象情報等に日頃から注意します。
- (2) 大雨特別警報が発表された場合など、命を守るための行動や避難の対策を地域や家庭であらかじめ話し合い決めておきます。

- (3) 竜巻が発生しやすい気象条件となった場合には気象庁が「竜巻注意情報」を発表しますので、テレビの気象情報などに留意し、雷が発生したり、風が急変したり、積乱雲が近づくなど竜巻の兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めます。

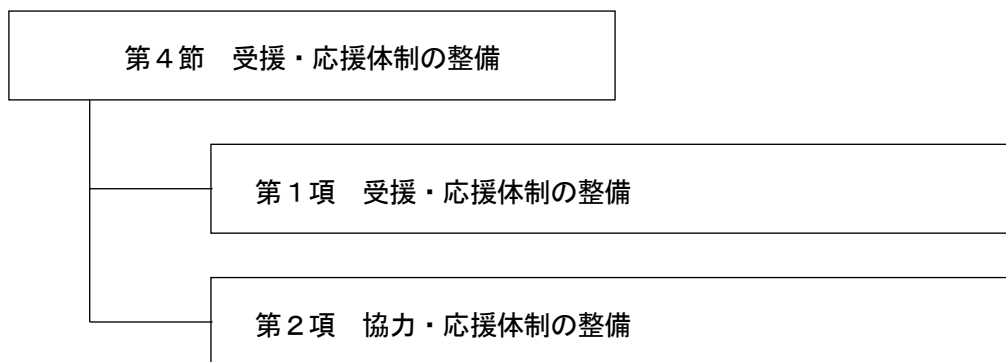
第3章第1節 「町民及び地域の防災力向上」(P. 2-31) 参照

第4節 受援・応援体制の整備

【主担当課等】

危機管理課、総務課、商工観光課

大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、他市町や防災関係機関並びに各種事業者（民間企業）、団体と応援協定の締結を促進し、広域的な協力体制を整備するとともに、応援が円滑に受けられるよう、受援体制の整備を図ります。



第1項 受援・応援体制の整備

1 災害時の相互支援協定等の推進

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、県内外市町村との相互応援協定の締結を推進し、受援・応援体制の充実を図ります。

資料編 「協定等一覧」(P. 資8-5) 参照

2 受援・応援に係る計画の策定及び体制の整備

町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町応援計画策定手引書」を参考に、円滑な受援・応援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努めます。

なお、県外との受援・応援についても同様とします。

3 防災関係機関の受援体制の整備

町は、国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討し、実施します。

第2項 協力・応援体制の整備

1 ライフラインの確保のための協力・応援体制

町は、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制づくりを進めます。

2 海上輸送確保のための協力・応援体制

町は、海上輸送の確保を図るために、海上保安庁等の防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、地域内における船舶関係機関、漁業関係機関等との連携を図ります。

3 空中輸送確保のための協力・応援体制

空中輸送の確保を図るために、県、自衛隊等の防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、ヘリコプターの活用に関する地域内外における民間企業等との連携を図ります。

4 観光客、帰宅困難者対策のための協力・応援体制

(1) 観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動と協力・応援体制の整備を行います。

(2) 観光客、帰宅困難者対策として、ガソリンスタンド、量販店、コンビニエンスストア等が通行規制などの道路情報や飲料水を提供する一時休憩場所として利用できるよう協力・応援体制の整備を検討します。

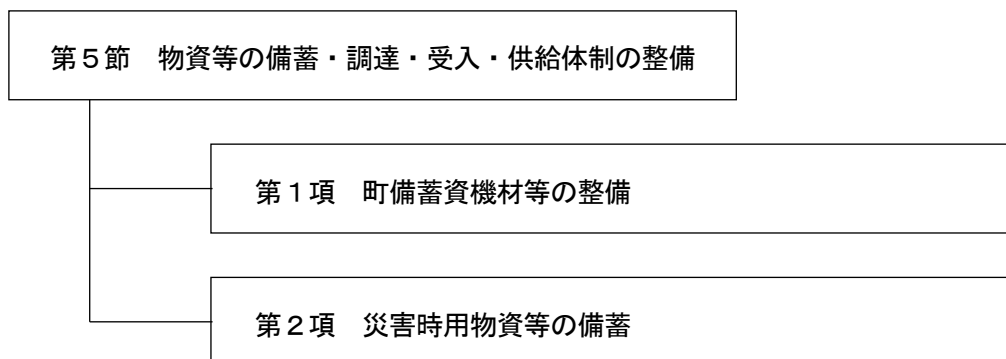
第5節 物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

【主担当課等】

危機管理課、福祉保健課、環境管理課、農林水産課、建設課、水道課

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を迅速に活用できるよう整備します。

また、地域や家庭・事業所等における飲料水、食料及び生活必需品等の個人備蓄を広報するとともに、避難所や孤立地区における災害時用物資等の備蓄の促進を図ります。



第1項 町備蓄資機材等の整備

1 資機材等の点検

(1) 点検計画

点検責任者は、定期的に点検を実施するほか、必要に応じて随時点検を行います。

(2) 点検責任者と点検時期

備蓄資機材等	点検責任者	点検時期
災害対策本部備蓄品	危機管理課長	随時
主食	危機管理課長	4月、7月、10月、1月の各月上旬
救助法による衣料生活必需品	福祉保健課長	随時
防疫用資機材	環境管理課長	随時
水防用資機材	建設課長	随時
給水用資機材	水道課長	随時

2 備蓄資機材の整備

点検報告の結果、不足を生じた場合は、町長は速やかに整備、充足します。

3 備蓄資機材の保管場所

資機材の保管場所は、周辺地区については、災害により孤立するおそれがあるため、各地区に分散して保管しておくものとします。

第2項 災害時用物資等の備蓄

1 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

町は、防災関係機関、地区（自主防災会等）の協力を得て、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施するなど、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備を図ります。なお、物資や機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行います。

2 災害時用物資等の受入・供給

地震・津波等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等、紀北町災害時受援計画等に基づき、災害時物資等の受入・供給を行います。

3 避難所、孤立地区における災害時用物資等の備蓄

- (1) 町は、地区（自主防災会等）の協力を得て、避難所等における災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を促進します。
- (2) 町は、災害時の孤立が想定される地域において、住民等に災害時用物資等（食料等を含む）の個人備蓄を働きかけます。

4 緊急支援物資の確保

(1) 災害対策物資等の調達等に係る協力関係の整備

町は、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との災害対策物資等の供給協定の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等に係る協力体制を整備して災害時の物資等調達態勢を強化します。

ア 米穀について

町は、平素から町内及び近隣の卸売業務を行う米穀販売業者との手持ちの数量及び協力できる数量の情報提供による保有数量の把握に努めます。

イ 生活必需品等について

町は、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等との連絡体制を整備するとともに、災害時の複数の物資等調達ルートを検討します。

(2) 緊急支援物資が到着するまでの対策

町は、集団避難の完了あるいは道路の復旧などにより孤立状態が解消するまでの間に必要となる飲料水・食料・生活物資等を確保する体制整備に努めます。

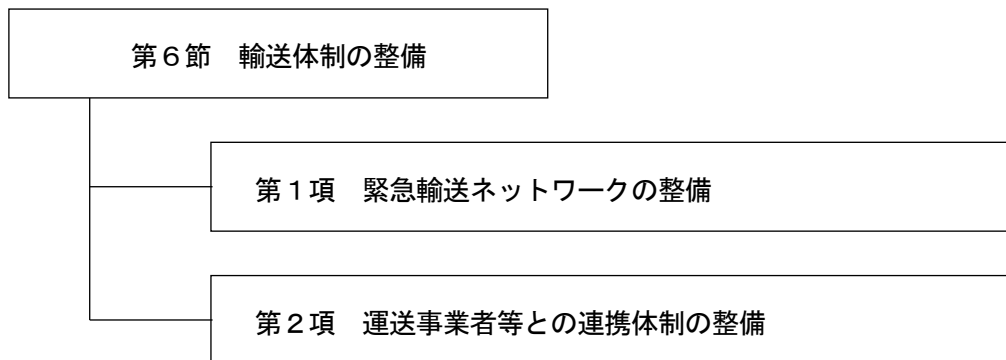
また、地区住民等は食料品等を相互に融通しあい、救援物資が到着するまでの間、津波浸水予想区域外にある紀伊長島地区学校給食センターにおいて炊き出し等を行い、緊急時の食料を確保し、できる限り地区内で自活することを考慮した対策を促進します。

第6節 輸送体制の整備

【担当課等】

農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課

大規模災害時の陸上及び海上輸送に係る緊急輸送ネットワークについて、被災地域や広域支援を想定した対策を検討し、県、近隣市町との連携体制や民間の運送事業者等との連携・協力体制を整備します。



第1項 緊急輸送ネットワークの整備

町は、緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を促進し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知を図ります。

1 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定

町は、緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等を踏まえ、適切な見直しを図ります。

(2) 緊急輸送道路機能の確保

町及び道路管理者は、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保を図るとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図ります。

2 航空輸送対策

(1) 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図っておくものとし、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努めます。

資料編 「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」(P. 資7-1) 参照

(2) 孤立地区内及び周辺でのヘリポート適地の選定

町は、災害により道路の遮断等による輸送が困難となる地区について緊急輸送を確保するため、ヘリポート適地の選定に努めます。

3 海上輸送対策

(1) 災害発生後の緊急輸送を確保するため、適切な港湾、漁港を防災拠点港に位置づけ、必要な

施設の改善を推進し、緊急時の輸送地として活用します。

第4章第3節第1項2 「港湾・漁港」(P. 2-56) 参照

- (2) 漁港、港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等支援体制の整備を図ります。

第2項 運送事業者等との連携体制の整備

1 運送事業者との連携体制の整備

町は、あらかじめ三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送に係る協定の締結を推進するとともに、運送事業者等の物流施設及びノウハウを活用し、優先順位を含めた適切な緊急輸送の実施方針を協議するなど、連携体制を整備します。

2 燃料供給体制の整備

町は、必要不可欠な石油等の燃料の供給拠点となる各地のガソリンスタンド等の耐震性を促進するとともに、非常用発電装置の設置を働きかけます。

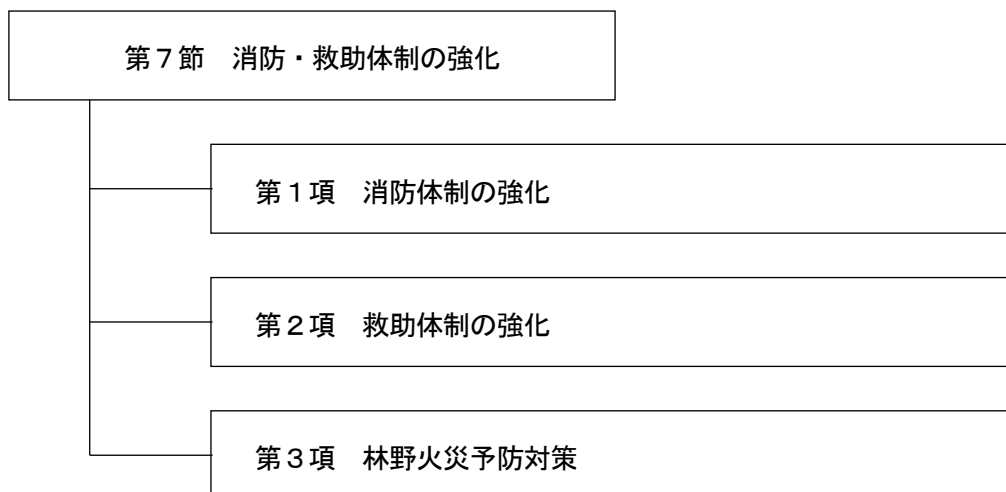
また、各地域における避難所となる重要施設への供給体制を石油事業者団体等と協議するなど、緊急時の供給体制を整備します。

第7節 消防・救助体制の強化

【主担当課等】

危機管理課、三重紀北消防組合、消防団

災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止のための火災予防対策を推進し、その実施を図ります。また、沿岸部では津波災害等による膨大な数の死者・行方不明者や負傷者が発生することが予想され、救急・救助対策の強化を図ります。



第1項 消防体制の強化

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

住民に対する火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、町と県が中心となり、関係機関の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施します。

(2) 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）については、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導します。

(3) 住宅防火対策の推進

町は、消防機関と連携し、住民に対し火災予防に関する規制の普及徹底を図ります。

また、改正消防法が公布され、平成18年6月から随時すべての住宅に火災報知器の設置が義務付けられたため、所有者等に対する周知、指導等の徹底を図ります。

(4) 立入検査の強化

ア 町及び消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行います。

イ 防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。

(5) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防災化を促進するため、次の施策の推進を図ります。

ア 都市計画法の規定による防火地域若しくは、準防火地域の指定

イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策

ウ 社会資本整備総合交付金要綱に基づく都市防災総合推進事業による不燃化対策

エ 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用

オ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物の内装材は、消防法第8条の3に規定する防災物品を使用

(6) 火災予防対策の指導

ア 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導します。

イ 住民に対する防災思想の普及に努め、特に、災害発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導します。

ウ 消防法に規制を受ける危険物の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育を実施します。また、津波等による流出油被害が発生し火災発生・延焼を防止するための対策について指導します。

2 消防力の強化

町及び三重紀北消防組合は、次により消防力を強化します。

(1) 消防施設・組織の整備充実

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」及び「消防水利の基準」に沿って消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備を推進します。

(2) 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、青年・女性層の参加を促進するなど活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進するなど、減少傾向にある消防団員の確保に努めます。

(3) 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進します。

(4) 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進します。

(5) 津波浸水域にある消防施設について安全な浸水域外に移設を推進します。

第2項 救助体制の強化

1 救急・救助体制の強化

(1) 町及び三重紀北消防組合は、住民等に応急手当の普及啓発を図るとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに救急救命処置を行うことができる救急搬送体制の強化を図ります。

また、消防団及び町職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図ります。

(2) 町及び三重紀北消防組合は、救助の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるなどのルールを確立し、住民等への周知に努めます。

(3) 三重紀北消防組合は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めます。

(4) 町は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図ります。

2 大規模な災害に備えた救急・救助体制の強化

町及び三重紀北消防組合は、近隣市町との相互応援の促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制を充実します。

また、救助・救命能力の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）等との連絡体制を強め、近隣市町と共同訓練を実施するなど、一層の対処能力の向上に努めます。

第3項 林野火災予防対策

1 林野火災消防計画の確立

関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとします。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討の上、次の事項について計画します。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資器材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対して、次の事項について指導します。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

林野火災防止のため、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努めます。特に火災警報発令時においては、三重紀北消防組合火災予防条例の定めるところにより、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなどの対策を推進します。

4 防災思想の普及

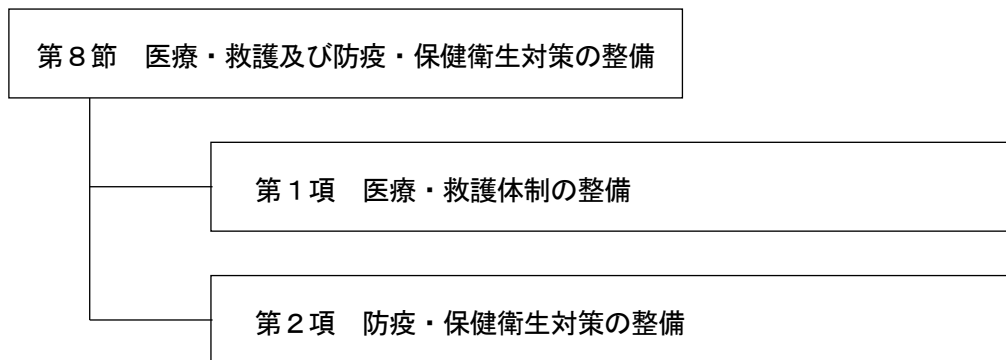
関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図ります。

第8節 医療・救護及び防疫・保健衛生対策の整備

【主担当課等】

福祉保健課、環境管理課

大規模災害時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、町は、医療機関・団体、三重紀北消防組合、警察、保健所等と連携し、これに対応できる医療・救護及び防疫・保健衛生体制を感染症拡大防止対策と併せて、講じます。



第1項 医療・救護体制の整備

1 災害医療ネットワークの整備

町は、医療機関・団体、三重紀北消防組合、警察、保健所等と連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進めます。

2 救護体制の整備

(1) 救護所設置候補地の事前指定

町は、救護所の設置場所について、下記の点を考慮にいれ、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図ります。

- ・救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地
- ・診療所を始めとする民間医療機関の活用を検討

(2) 自主救護体制の確立

応急救護所の設置、医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めます。

3 応急医療体制の整備

応急医療を迅速かつ円滑に行うため、初期医療体制、後方医療体制を明確にし、各種整備を図るとともに、連絡体制を強化します。

(1) 初期医療体制の整備

町は、医療救護班を編成し、避難所等に救護所を開設して救護活動を行うため、救護所の開設訓練の実施、資機材の整備を図ります。

なお、医療救護班の編成は、おおむね次のとおりです。

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えます。

(2) 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断するトリアージの導入を図り、負傷の度合に応じた医療機関への搬送等について県及び医療機関と協議し、体制の確立を図ります。

資料編 「町内等医療機関一覧」(P. 資4-8) 参照

4 広域医療体制等の整備

(1) 広域的な連絡体制の強化

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から近隣及び広域の医療機関との連絡体制を強化します。

(2) 救急搬送体制

町は、重傷者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報をEMIS（広域災害救急医療情報システム）による共有化など、災害時の救急搬送について消防機関等との連携を進めます。

5 医薬品等資機材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局等から調達します。そのため、災害薬事コーディネーターを設置し連絡体制の強化を図るとともに、医薬品が不足した場合の対応についても協議し体制の確立を図ります。

また、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を町内の医療機関等への供給を要請します。

資料編 「町内薬局一覧」(P. 資4-8) 参照

6 医療機能の確保

(1) 医師会等との協議

町は、災害時の体制について医師会等と十分協議しておくほか、平常時から救護班の編成など災害時の対応について、町内の医師等との協議を進めます。

(2) 空からのアプローチによる医療機能の確保

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、ヘリポート等を用いた空からのアプローチによる搬送を検討します。

(3) 海からのアプローチによる医療機能の確保

町は、道路の閉鎖等による陸上からの救急医療搬送を補完するため、港湾、漁港等を用いた海からのアプローチによる搬送を検討します。

7 住民等への災害時医療・救護体制等の周知

町は、災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図ります。

また、慢性疾患患者等に対し、必要な薬等については、数日分を確保しておくよう促します。

第2項 防疫・保健衛生対策の整備

1 薬剤及び器具の備蓄

町は、医療機関、薬局、医療関係団体、保健所等と連携し、平常時から被災地域の衛生環境維持に必要な薬剤及び器具の備蓄を促進します。

また、町においても常時備蓄に努めるものとします。

2 調達体制の整備

町は、消毒剤、消毒散布用機械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達体制の整備に努めます。

3 感染症防止対策

原則として応援機関がマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋など感染防止対策物品を持参のうえ、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促します。

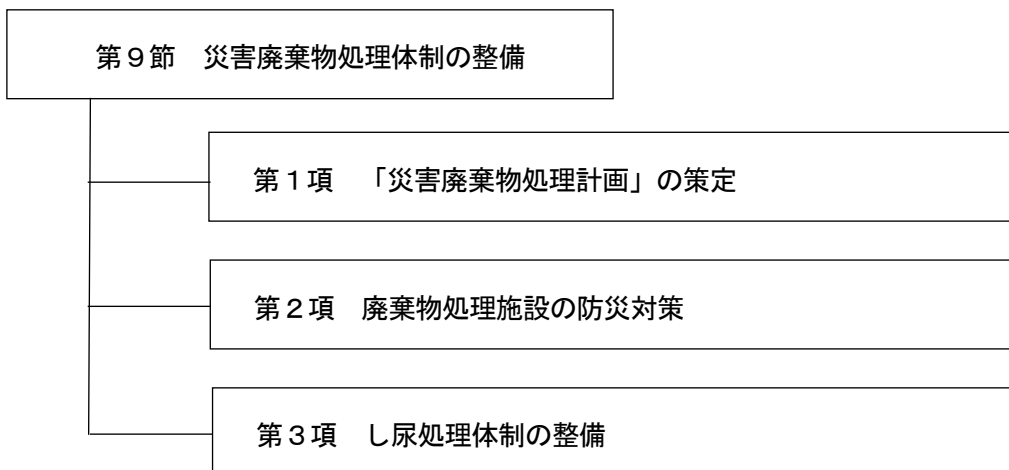
また、円滑な保健医療活動に係る受援活動を行うため、保健所等の被災現地で開催される関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等についての情報共有を図れるように努めます。

第9節 災害廃棄物処理体制の整備

【主担当課等】

環境管理課

大規模災害時には被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき等）が大量に発生することが想定されます。町は、広域的な大規模災害を想定した「災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の処理体制を整備します。



第1項 「災害廃棄物処理計画」の策定

1 「災害廃棄物処理計画」の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町は、広域的な大規模災害を想定した「災害廃棄物処理計画」を策定します。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置き場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記します。

2 災害廃棄物処理計画の見直し

町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、町防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努めます。

第2項 廃棄物処理施設の防災対策

1 廃棄物処理施設の耐震化と管理体制の整備

- (1) 町は、クリーンセンター、リサイクルセンター等の廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の対策等を行います。
- (2) 災害に備えて、資機材・予備部品等の備蓄を確保します。
- (3) 被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定めます。

2 応援体制の整備

- (1) 町は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県からの応援体制の整備を推進します。
- (2) 民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を推進します。
- (3) 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の整備に努めます。

3 仮置き場候補地の選定

- (1) 町は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置き場としても利用可能な空地进行リスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討します。
- (2) 町は、災害廃棄物等を被災地域外に運搬・処理する場合も想定し、道路及び港湾を活用した海上輸送体制を検討します。

4 環境保護面についての配慮

町は、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体と協力し、災害廃棄物等の分別、中間処理、最終処分について検討を行い、リサイクル対策やアスベストの飛散防止、ダイオキシンの発生防止等の環境保護面についての検討と対策に努めます。

第3項 し尿処理体制の整備

1 し尿処理計画の策定

- (1) 町は、被害想定をもとに状況に応じたし尿処理量を推定し、対策を検討します。
- (2) 被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施する指針及び作業計画を策定します。

2 仮設トイレ等の配備対策の推進

- (1) 町は、被害想定をもとに状況に応じた仮設トイレの配備、ポータブルトイレの備蓄等の対策にあたっては要配慮者に配慮したものとします。
- (2) 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。
- (3) 自主防災組織等の協力を得て、住民等が設置する仮設トイレの普及に努めます。

第2章 津波予防・避難対策等の推進

第1節 津波予防対策の推進

【主担当課等】

各課共通

南海トラフ巨大地震が発生した場合、短時間で本町沿岸部へ津波が来襲することが想定されます。町は、県及び防災関係機関との連携により津波発生時又は発生のおそれがある場合の防災体制を整備し、避難対象地域における住民等が安全に避難できるための津波避難対策を進めるとともに、住民等に対する津波に関する防災思想を普及します。

第1節 津波予防対策の推進

第1項 津波に対する防災体制の確立

第1項 津波に対する防災体制の確立

1 「紀北町津波避難計画」の策定による対策の実施

町は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための「紀北町津波避難計画」を策定し、津波に対する防災対策の整備・推進を図ります。

2 津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の確立

- (1) 町は、住民等が津波から迅速に避難できるよう、「紀北町津波避難計画」に基づき、平常時から津波危険地域、避難経路、避難場所を周知します。
- (2) 津波警報等の伝達手段である同報無線の整備、サイレン、エリアメール、半鐘など多数手段の確保により、情報伝達の空白域が生じないようにします。
- (3) 町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努めます。
- (4) 多数の人出が予想される海岸や港湾の施設の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立させるとともに、地理に不案内な者に対しても避難誘導標識を整備する等の対応を推進します。

3 海面監視体制の確立

町は、強い地震（震度4以上）を感じたときは、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがあるので、気象庁から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視する体制を確立します。

4 津波の浸水が予測される地域の周知徹底

- (1) 町は、浸水が予測される地域を示した津波予測図（津波ハザードマップ）の配布やホームページ、広報紙等により、広く住民等に周知徹底します。
- (2) 三重県避難誘導標識等設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から住民や観光客等に周知を図ります。

5 津波避難対策の普及・啓発

住民等及び船舶保有者に対し、以下の津波避難についての普及・啓発を図ります。

(1) 住民・企業・事業者に対する内容

- ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。※
- ウ 避難後、正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかないこと。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに船舶等から離れ、急いで高台等の安全な場所に退避すること。※
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。※
- エ 高台等に避難が難しい場合は、直ちに港外（水深が深く広い海域）に避難すること。
- オ 船舶に備蓄食料等を備蓄するよう普及すること。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで船舶や沿岸部に近づくなど、気をゆるめないこと。

※ 地震発生後、極めて短時間（最短8分程度）で津波の来襲が予想されるため、直ちに高台等の安全な場所に避難します。

6 津波避難施設等の整備

町は、津波浸水が予測される区域を津波浸水予測区域とし、津波からの避難のための避難場所、避難所、避難路、避難施設の整備を推進します。

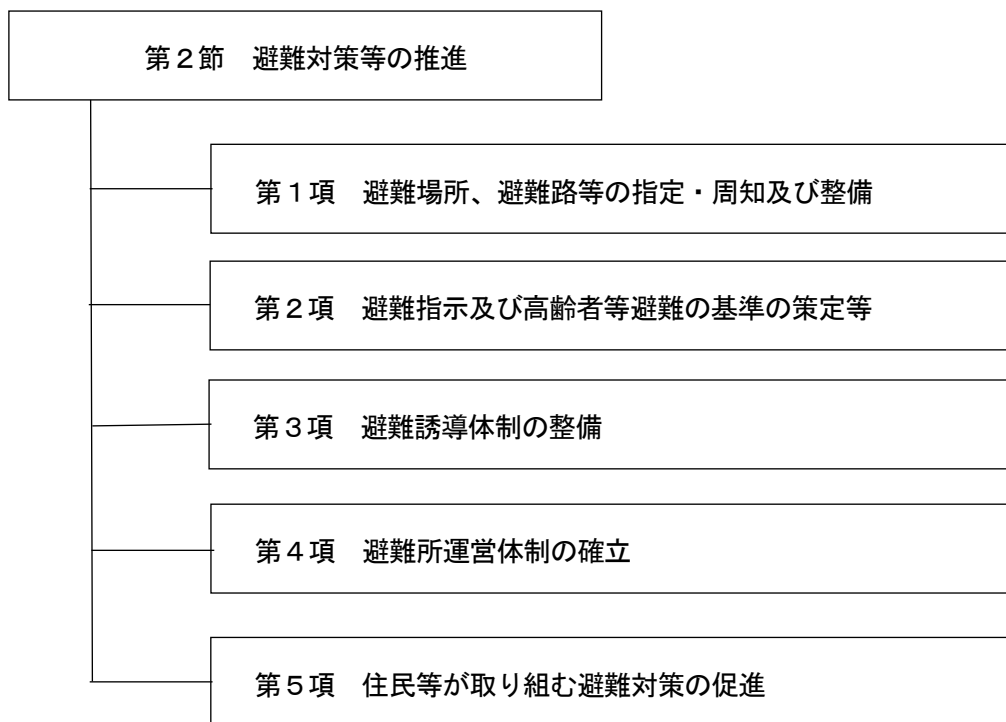
第2章第2節第1項3「避難場所・避難所、避難路、避難施設の整備」（P. 2-26）参照 第4章第1節第1項3「津波避難施設の整備推進」（P. 2-50）参照

第2節 避難対策等の推進

【主担当課等】

各課共通

住民等が安全に避難できるための避難場所・避難所、避難路、避難施設等を整備するとともに、住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知します。また、避難誘導體制及び避難所の運営管理体制を確立します。



第1項 避難場所、避難路等の指定・周知及び整備

町は、避難所、避難場所並びに避難路をあらかじめ指定します。なお、指定にあたっては、管内の警察署及び他の防災関係機関と協議して定めます。

1 指定緊急避難場所の指定・周知

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所について、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、災害種別ごとに指定緊急避難場所として指定します。

また、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や津波避難施設（津波避難タワー等）の整備等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努めます。

(2) 指定緊急避難場所の周知

町は、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づきピクトグラムを用いた案内標識等を設置し、住民及び観光客等に対する周知を図ります。

資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時以外）」（P. 資4-1）参照
 資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時）」（P. 資4-3）参照

2 指定避難所の指定・周知

(1) 指定避難所の指定

町は、被災者が安全に一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準の適合を考慮し、指定避難所を指定します。

(2) 指定にあたっては、次の留意事項に配慮します。

ア 長期にわたる避難を想定した上で適切な施設等を選定し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 被災者の安全を確保し、飲料水、電源等を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、発電設備などの施設・設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。

ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズなど多様な視点に立った整備を図ること。

エ 避難行動要支援者に配慮した福祉避難所の確保を図ること。

オ 被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保について検討していくこと。

カ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

キ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時以外）」（P. 資4-1）参照
資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時）」（P. 資4-3）参照

3 避難場所・避難所、避難路、避難施設の整備

(1) 災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における、公園、緑地、広場その他の公共空地を避難場所として、また、それらの避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ道路等の整備を推進します。

(2) 町は、国・県等の協力も得て南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合に、著しい被害が予測される地域、又はその周辺地域の避難場所として、公園、緑地、広場などの空き地や、避難所に利用可能な耐震性のある建物の整備、安全に避難するための避難路整備を推進します。

特に、津波浸水予測区域で浸水の可能性があるとして認められる地域においては、高台など安全性が確保された避難場所や津波避難施設（津波避難タワー等）の整備、浸水しない地域への避難場所の確保を推進します。

(3) 国道42号等の雨量規制により孤立した車の対策として、「道の駅」紀伊長島マンボウ、「道の駅」海山を退避所（避難所）として活用をします。

(4) 避難行動要支援者の避難の実施に必要な施設・設備を整備します。

(5) 町は、指定した避難所について、次のとおり整備を図ります。

ア 建物の点検・補強等（特に耐震性に留意する。）

イ 避難生活に必要な施設の整備（電気、ガス、水道等）

ウ 避難生活に必要な物資の確保（毛布等）

(6) 避難路の整備

避難路については、計画的に整備を進めます。

第2項 避難指示及び高齢者等避難の基準の策定等

1 避難情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の指示のほか、大雨・洪水・土砂災害等の発生が懸念されるとき、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に避難行動を開始することを求める「高齢者等避難（避難行動要支援者避難）」を活用します。

2 風水害時の避難指示及び高齢者等避難の基準等の策定

避難指示及び高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めます。

(1) 避難指示及び高齢者等避難の類型

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を開始
緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる

※「土砂災害警戒情報」を避難指示の発令する際の判断基準とします。

(2) 町長不在時における避難指示等の発令

町長不在時における避難指示等の発令については、町災害対策本部の職務代理の順位により行います。

(3) 屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保

急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、かつ浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢としてするため、屋内での待避等の安全確保措置を指示します。

3 地震及び津波時の避難指示基準の策定等

町は、避難の指示を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準等をあらかじめ定めておくものとします。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

(3) 指示の伝達体制の整備

地震及び津波発生時は急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送等周知の手段、方法についてあらかじめ定めておきます。

第3項 避難誘導體制の整備

1 避難誘導體制の整備

- (1) 避難にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先させて実施しますが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び要配慮者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導體制を整備します。
- (2) 避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予測される津波到達時間も考慮しつつ、避難支援などの緊急対応の行動ルールを定めます。
- (3) 避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図ります。
- (4) 平時より、要配慮者の避難訓練への参加を働きかけ、引き続き福祉施設の協力を得て、福祉避難所を指定します。

2 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達態勢の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び個別避難計画の策定等、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めます。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図ります。

第3章第6節第1項「避難行動要支援者の避難行動支援」(P. 2-44) 参照

3 学校等における避難体制の整備

児童生徒等の安全な避難体制を整備するとともに、大規模災害により学校が避難所となった場合の次の措置について検討します。

(1) 児童生徒等の安全な避難

ア 児童生徒等の安否確認の方法について

イ 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置について

(2) 避難所の運営等

- ア 避難所の運営における教職員の協力方法について
- イ 学校（園）機能を早急に回復するため、避難者、児童生徒等が共用する部分と児童生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分けの方法等について
- ウ 避難所となった場合に必要な備品等の整備について

4 観光客、帰宅困難者等の避難対策の推進

- (1) 町は、町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客、帰宅困難者等の避難対策検討マニュアル等の策定に努め、観光関連事業者等による避難誘導體制の検討を促進します。
- (2) 観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動と協力・応援体制の整備を行います。

5 集客施設における避難体制の整備

集客施設の施設管理者は、災害時の安全な避難が行えるよう、施設、設備の安全対策を実施するとともに従業員に対し避難誘導方法等の教育を徹底します。

6 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進します。

7 感染症対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まる事が予想されることから、特に避難所では、飛沫感染や空気感染による感染拡大する恐れがあるため、衛生状態保持や、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策を行います。

第4項 避難所運営体制の確立

町は、自治会（自主防災組織等）と協力し、地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域主体による避難所運営マニュアルの作成等を推進します。

1 避難所運営マニュアルの作成

町は、迅速かつ適切な避難所運営体制を整えるため、次の事項等を内容としたマニュアルを作成します。

(1) 避難所設置マニュアル

- ア 避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- ウ 町災害対策本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務

(2) 避難所運営マニュアル

- ア 避難所の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ウ 避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策
 - (ア) 事前周知、自治組織との連携
 - (イ) 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - (ウ) 避難所の統合・廃止の基準・手続き等
- (3) 避難所避難者への情報伝達マニュアル
 - ア 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
 - イ 町災害対策本部との連絡方法の確保
 - ウ 町災害対策本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
 - エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
 - オ 避難所内に伝達する内容、周知、伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
 - カ その他必要事項
- (4) 感染症対策
 - 県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町や地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行います。
 - また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討します。

第5項 住民等が取り組む避難対策の促進

1 「災害時の避難行動計画」の策定と実践

- (1) 町は、各自治区において住民等が自ら作成する「災害時の避難行動計画」の策定を促進し、住民等の避難対策の推進に努めます。
- (2) 住民等は、各自治区の「災害時の避難行動計画」に基づく日頃の防災訓練等を実施し、災害避難行動等の徹底に努めます。

2 「個人の災害避難計画(Myまっぷラン、Myまっぷラン+)」づくりの促進

自宅や学校、職場等をはじめ、日常的な行動範囲が津波浸水域内や洪水・土砂災害の危険が及ぶ地域にある場合は、各々の場所の津波到達時間や洪水・土砂災害からの避難ルート等をデジタルマップで自然災害リスクを確認し、勘案した「個人の避難計画(Myまっぷラン、Myまっぷラン+)」づくりを地域の防災活動の中で促進し、日頃の防災訓練等による徹底に努めます。

第3章第7節第2項2「住民が実施する防災訓練への支援」(P. 2-48) 参照

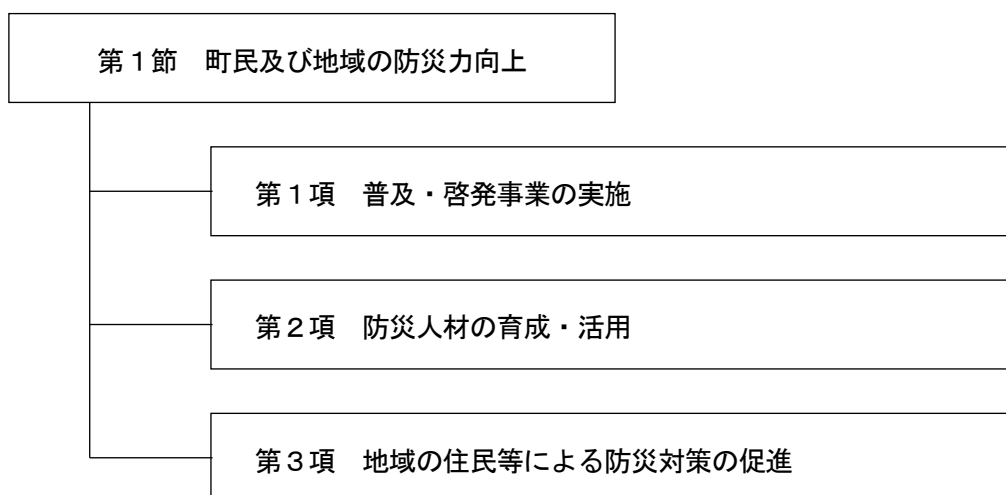
第3章 予防・減災に向けた地域防災力の向上

第1節 町民及び地域の防災力向上

【主担当課等】

危機管理課、企画課、三重紀北消防組合、消防団

“災害から命を守るため”の防災知識の普及・啓発など、各地域ごとの防災対策事業を推進し、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図ります。



第1項 普及・啓発事業の実施

1 住民等に対する普及・啓発

町は、日頃の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝え、各防災関係機関への協力を求めながら、多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、特に要配慮者に十分配慮するとともに、災害時の男女のニーズなど多様な視点に十分配慮するよう努めます。

(1) 普及・啓発の内容

防災についての正しい知識、防災対応等について次の普及・啓発を推進します。

- ア 南海トラフ巨大地震に関する知識等
- イ 緊急地震速報や津波警報等の発表時にとるべき行動等
- ウ 気象情報（警報、特別警報、台風、局地的大雨・竜巻等）に関する知識等
- エ 洪水及び土砂災害（浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等）に関する知識等
- オ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を町が発令するときにとるべき行動等
- カ 避難所及び避難生活に関する知識等
- キ 地震発生時において自動車運転者がとる適切な行動等
- ク 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策に関する知識等
- ケ 発災後72時間を自らの力で生き延びるための備蓄など防災対策に関する知識等

- コ 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等
- サ 出火防止や救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時にとるべき自助、共助の防災活動に関する知識等
- シ 各地域に伝承されている災害教訓等
- ス その他、災害に関して町民に伝えるべき知識や対策
- セ 警戒レベルを付された避難指示等に関する知識等

(2) 普及の方法

- ア 町は、地域で行われる学習会、防災マップ（津波・土砂災害編）、洪水ハザードマップ、広報紙、町ホームページ等のさまざまな媒体を通して、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- イ 町は、三重紀北消防組合に協力を依頼し、危険物を有する施設、病院、福祉施設、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

2 “災害から命を守るため”の防災対策の周知徹底

(1) 津波対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、津波想定地域等の防災マップ、津波に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等）、津波時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

(2) 土砂災害・洪水対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、土砂災害・洪水の特性等の正確な知識、土砂災害危険箇所等の防災マップ、洪水浸水想定区域等の洪水ハザードマップ、土砂災害・洪水に対する事前対策（土砂災害・洪水の兆候や異変の感知、三重県「土砂災害情報提供システム」の活用、紀北町「防災ナビ」の活用、国土交通省「川の防災情報」の活用、安否確認方法の確認・周知等）、緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令・発表等にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

3 個人備蓄の促進

(1) 住民等が実施する対策

住民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において7日程度以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）感染防止用品（マスク、消毒液）の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努めます。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努めます。

(2) 町が実施する対策

町は、住民に対して各家庭における発災後7日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の個人備蓄の促進に向けて啓発に努めます。

4 自動車運転者に対する防災対策

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震が発生したとき自動車運転者がとるべき行動等について啓発に努めます。

ア 自動車を運転中にとるべき行動

自動車を運転中に地震が発生したとき、運転者は、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止し、周囲の状況に応じて行動します。

イ 一般車両の自動車運転者がとるべき行動

(ア) 一般車両の運転者は、原則として避難のために車両を使用せず、徒歩で避難します。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動します。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないでおきます。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震・津波発生時における緊急車両、災害時要援護者への支援車両等を除き、避難時の自動車利用による混乱防止についての啓発に努めます。

5 被災後の避難所運営や生活再建に関する防災対策

町は、災害時の避難所での避難生活や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民等に対して、「避難所運営マニュアル」等に基づいた実践的な防災訓練を促進するとともに、被災後の生活再建に必要な知識（り災証明の申請、生活再建に必要な知識等）等について周知に努めます。

第2章第2節第4項「避難所運営体制の確立」（P. 2-29）参照

第2項 防災人材の育成・活用

1 地区の防災活動を先導する人材（以下自主防災リーダーという。）の育成

町は、「紀北防災ボランティアねっと」及び「みえ災害ボランティア支援センター」等との連携により、各地区の自主防災リーダーを育成するための研修や啓発を行います。

第3章第5節「ボランティア活動の促進」（P. 2-42）参照

2 自主防災リーダーによる防災活動の促進

町は、三重紀北消防組合及び消防団の協力を得て、自主防災リーダーが防災訓練、研修会、タウンウォッチング、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動等を定期的・継続的に実施するための支援に努めます。

また、自主防災リーダーが防災に関する知識を高め、地区の自力脱出困難者の救出や負傷者の応急処置等を防災訓練において実施するための支援に努めます。

3 地域に根差した災害に強い「人づくり」の推進

町は、「みえ防災コーディネーター（※1）」や知識と技能を有する「防災士（※2）」の育成を支援することにより、減災と防災力向上のために地域に根差し、さまざまな活動を行う災害に強い「人づくり」を推進します。

※1 みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上に係る活動を行うとともに、県や町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいいます。県は、みえ防災コーディネーター育成講座を実施しています。

※2 防災士は、防災に関する一定の知識と技能を習得し、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する資格であり、地域・社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されています。

第3項 地域の住民等による防災対策の促進

町は、「地区防災計画」※の策定など、地域における自発的な自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力向上を図る取り組みを支援します。

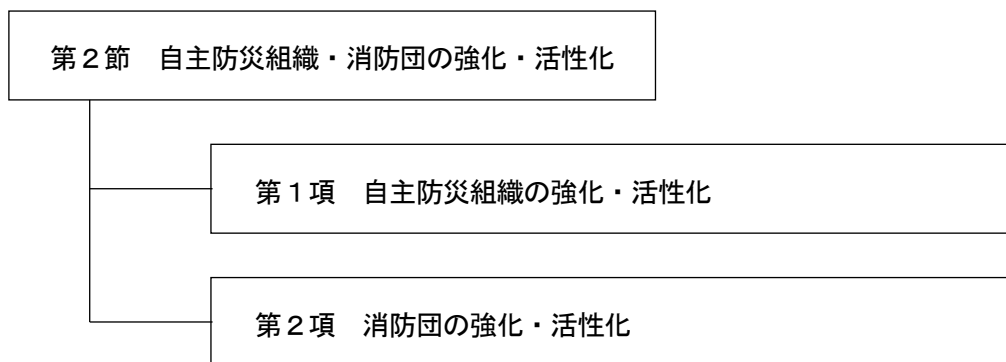
※ 平成25年6月に「地区防災計画」が災害対策基本法の改正により制度として創設され、コミュニティレベルで共同して行う防災訓練や住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互支援等を内容とするもので、平成26年4月より同制度が施行されています。

第2節 自主防災組織・消防団の強化・活性化

【主担当課等】

危機管理課、三重紀北消防組合

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の育成・強化を推進します。また、防災資機材の自主防災組織への配備等により自主防災組織を強化するとともに、消防団の装備・施設の充実等により消防団の強化を図ります。



第1項 自主防災組織の強化・活性化

1 自主防災組織への支援

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた以下の支援に努めます。

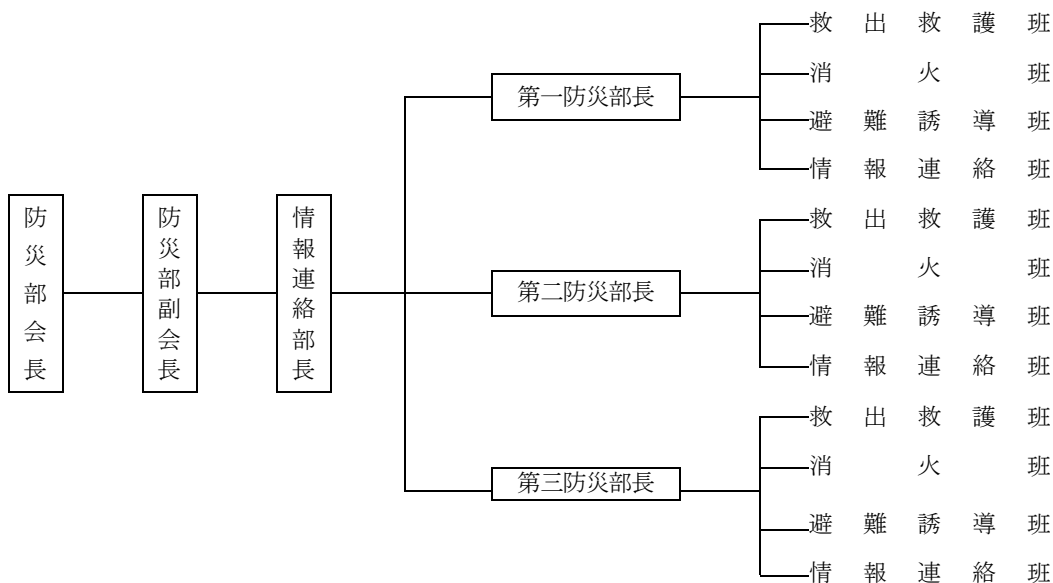
- (1) 自主防災組織には、町の地域防災計画との連携を保った地区防災計画等の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等の作成を支援します。
- (2) 女性や若年層の参画など組織の活性化を促進します。
- (3) 防災資機材の整備について支援します。
- (4) 町は、自主防災組織連絡協議会の設置により相互に連絡が取り合える体制を整備し、自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進します。

2 自主防災組織の活動内容

平常時における被害の予防活動をはじめ、各種災害時における出火防止、初期消火、被災者の救助・救護、避難誘導等について、地元防災関係機関と協力して各種防災活動を実施します。その際、地域の避難行動要支援者に対する避難の支援を実施します。

(1) 自主防災組織の編成

自主防災会を単位として、防災活動を効果的に実施できる組織とします。例を挙げると次のとおりです。



(2) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

- (ア) 防災研修会、講演会への参加
- (イ) 避難場所、避難経路の点検や周知
- (ウ) 定例的打ち合わせ会議の開催

イ 防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加の消火訓練等の実施
- (イ) 住民参加の応急手当講習会の実施

ウ 火気使用器具等の点検

- (ア) 火気使用器具（ガス・石油コンロ、ストーブ）、風呂釜などの故障やいたみ
- (イ) 危険物品（プロパンガスボンベ、石油、食用油、スプレー缶など）の保管状況
- (ウ) 木造建物などの点検（建物、ブロック塀などの耐震診断）

エ 防災資機材の点検

防災活動に必要な資機材は、日頃から自分達の自主防災組織の力量に応じて用意しいつでも使用できるよう点検・整備しておきます。

(3) 災害発生時の活動

班名	内容
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する地域内の被災情報の説明 ・各班の連絡調整 ・テレビやラジオ、防災関係機関からの災害情報などの住民への伝達 ・地区民の安否の確認 ・消防や町との連絡・状況報告 ・各種記録の作成、掲示

避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定 ・高齢者、病人、障がい者などの要配慮者の確認、優先避難 ・火災の拡大、津波警報等の避難命令が出された場合の避難誘導 ・避難誘導後の人員把握
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合の消火作業及びプロパンガスボンベ等の除去 ・地区内の飛び火警戒、巡視、プロパンガスボンベの元栓の閉鎖 ・救出救護班が救出作業中の出火防止 ・火災がなかった場合の救出作業の協力
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊や落下物により救出・救護を要する者が生じたときは班員を編成し、救助資機材等を持ち出し直ちに救出にあたります。 ・家屋、ブロック塀等の倒壊で避難路が困難な場合の除去作業 ・救護所の開設、応急手当の実施 ・負傷者が医師の手当を必要とする場合の病院への搬送 ・救出活動と同時に火災が発生したときには、消火活動を優先

資料編 「自主防災組織一覧」(P. 資1-4) 参照

第2項 消防団の強化・活性化

1 消防団の強化

町は、三重紀北消防組合と協力し、消防団員が災害時に迅速かつ適切な活動が行えるよう平常時から、組織の活性化に向けた取組を推進します。

(1) 消防団体制の整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

(2) 教育訓練の実施

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を推進します。

(3) 活動環境の整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

2 住民に対する消防団活動の周知

町は、広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

3 自主防災組織等との連携

消防団は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等の実施を推進します。

第3節 企業・事業所の防災対策の促進

【主担当課等】

危機管理課、商工観光課、三重紀北消防組合

町は、町内の企業・事業所に対し、町や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図り、企業・事業所及び従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等の要請に努め、総合的な地域防災力の向上を図ります。

第3節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 企業・事業所の防災対策の促進

1 企業・事業所の防災体制及び防災教育の推進

(1) 自衛消防組織の設置

町は、町内の企業・事業所における自衛消防組織の設置について推進するとともに、三重紀北消防組合と協力し、設置された自衛消防組織に対する指導の充実を図ります。

(2) 防災教育の推進

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図ります。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、地域の防災体制の強化に努めます。

(3) 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

町は、危険物施設や不特定多数の者が出入りする大規模商業施設、宿泊施設等防災上重要な施設の管理者に対し、紀北消防組合と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう推進します。

2 防災計画、事業継続計画（BCP）等の作成促進

町は、災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）等の作成を促進します。

3 地域との連携強化

町は、企業・事業所と地域住民や地域におけるさまざまな団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上に努めます。

(1) 自主防災組織との連携強化

町は、地域の自主防災組織が行う行事や防災訓練に企業・事業所が積極的に参加するよう促し、災害の予防及び発災時の対策に備えた連携強化に努めます。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

町は、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努めます。

(3) 復旧・復興に向けた地域との連携

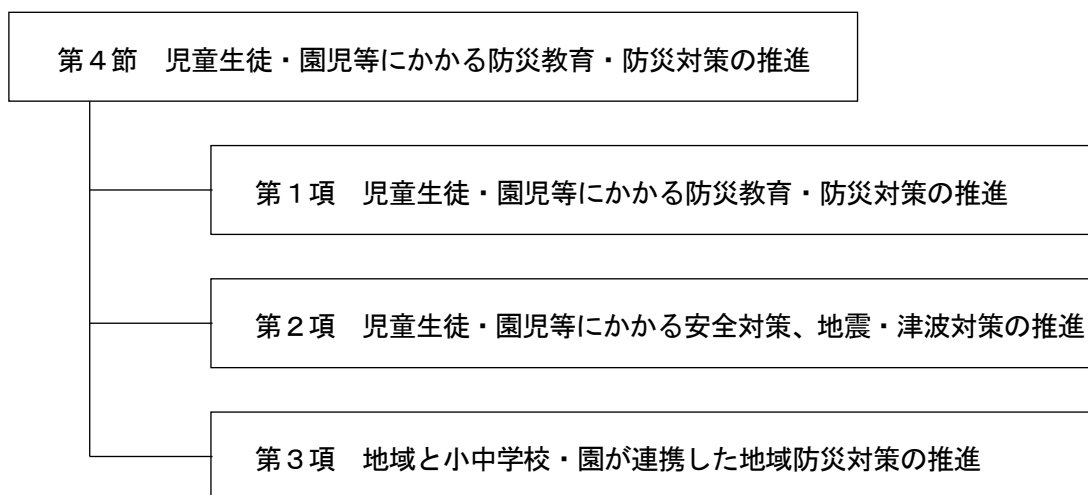
災害が発生した際には、企業・事業所は、地域住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧・復興を目指すため、企業の特徴を活かした被災者支援の検討を促し、平常時から復旧・復興に向けた対策の検討を進めます。

第4節 児童生徒・園児等に係る防災教育・防災対策の推進

【主担当課等】

学校教育課、福祉保健課、危機管理課、三重紀北消防組合

小中学校や園などにおいて必要な耐震対策や津波避難対策を進めるとともに、防災教育の充実により、児童生徒・園児等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図ります。また、学校・園と地域社会の連携による防災対策を促進します。



第1項 児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策の推進

1 防災体制の整備及び避難計画等の策定

小中学校・園等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員・園教諭・保育士等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めます。

また、実施責任者は、各学校・園等の立地状況に応じた災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等の避難計画等を策定し、必要な見直しを図ります。

2 防災訓練の実施

児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等を実施します。

- (1) 保育所及び幼稚園の実施責任者は、毎年2回以上の避難訓練を実施するとともに、必要あるときは避難計画等を修正します。
- (2) 小中学校においても毎年1回以上の避難訓練を実施するとともに、必要あるときは避難計画を修正します。
- (3) 避難計画等に基づく防災訓練を徹底するとともに、保護者、地域、防災関係機関等と協力した防災訓練を実施します。

3 小中学校における防災教育の充実

- (1) 町は、将来の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、災害に関する正確な知識や日頃からの備え、特に、地震・津波が発生

したときの対応等について、系統的・計画的な教育に取り組み、学校教育における防災教育の充実・向上を図ります。

- (2) 学校と地域との連携により、児童生徒等による地域防災活動への参画や共助を通じた地域社会への貢献などを促進します。

第2項 児童生徒・園児等にかかる安全対策、地震・津波対策の推進

1 学校（園）施設の安全対策

町は、学校（園）施設の安全対策の充実を図るとともに、必要な施設・設備等の整備を推進します。

2 児童生徒・園児等の安全確保

- (1) 登下校時等の児童生徒・園児等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒・園児等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校（園）時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、必要な見直しを行います。

- (2) 教職員・園教諭・保育士、児童生徒・園児等、保護者及び関係機関に周知徹底を図ります。

3 地震・津波対策の推進

(1) 津波避難訓練の徹底

小中学校・園等にあつては、津波警報発表時の避難計画を整備し、津波警報発表を想定した避難訓練の徹底を図るとともに、避難にあつての具体的な課題と対策を検討します。

また、小中学校・園等における要配慮者の避難優先対策を確立します。

(2) 津波防災教育の推進

児童生徒・園児等に対しては正しい津波に対する知識について教育するとともに、津波警報発表時の対応について周知徹底を図ります。津波避難ルートの確認等の津波防災学習を実施します。

また、教職員・園教諭・保育士は、研修等を通じて防災学習を進め、津波時における対処方法などの知識を高めます。

第3項 地域と小中学校・園が連携した地域防災対策の推進

1 地域との合同の防災訓練の実施

地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に小中学校・園等と地域が担う役割分担などを整理し、相互が確認に努めます。

2 学校が避難所となった際の対策の地域と学校の共有化

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に調整し、対策の共有化を図ります。

3 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進

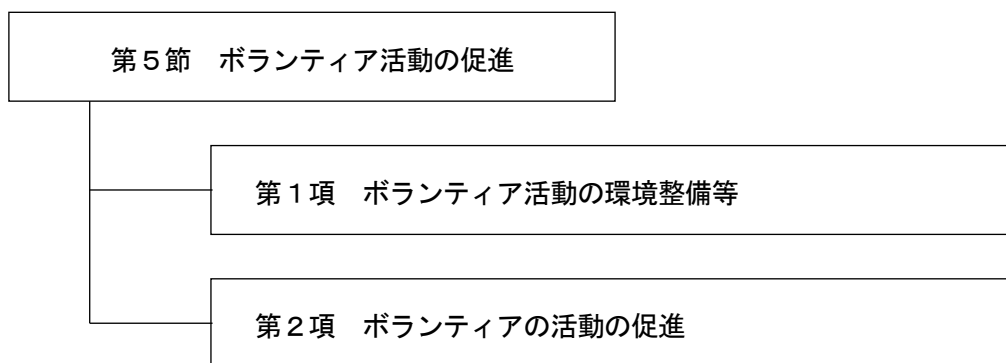
地域と合同の防災訓練、避難訓練を実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進します。

第5節 ボランティア活動の促進

【主担当課等】

福祉保健課

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、膨大な各種援護が必要となり、ボランティアの積極的な参加が期待されます。ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、防災活動に取り組むNPO・ボランティア等が自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境整備を行います。



第1項 ボランティア活動の環境整備等

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を実施するため、町は、社会福祉協議会等の関係団体と連携して必要な環境整備を進めます。

- (1) 町及び関係団体とボランティア間の情報・連絡体制を整備します。
- (2) 発災時、ボランティアに期待する役割について明確にします。
- (3) ボランティアの受入体制を整えます。
- (4) 町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター、現地災害ボランティアセンター等の活動拠点の整備について「紀北防災ボランティアねっと」及び「みえ災害ボランティア支援センター」等との関係団体と検討します。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行います。

2 人材等の育成

- (1) 町は、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア人材の育成に努めます。
- (2) 町は、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。
- (3) ボランティアリーダーやボランティア・コーディネーターなど自発的な支援活動を中心に担う人材を育成します。
- (4) 企業・事業所の災害ボランティアへの参画を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努めます。

第2項 ボランティアの活動の促進

1 災害ボランティアセンターの設立

- (1) 災害時に町内外からのボランティアを受け入れる組織として、町は、町と社会福祉協議会、

ボランティア団体などが協働で運営を行う「紀北町災害ボランティアセンター（仮称）」の設立を検討します。

- (2) 災害救援ボランティア活動を支援していくため、平時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、専門職ボランティアの登録を行うための受入窓口、連絡体制を整備します。

2 協力・連携体制の整備

- (1) ボランティアの受入や活用に係る協力・連携体制の整備

町は、各市町等の災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用に係る協力・連携体制を平常時の交流を通して構築します。

- (2) ボランティア関係団体の協力体制の整備

町は、平常時に多様な活動を展開しているNPOやボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかけ、災害時の町内における協力体制の整備に努めます。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指の消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、総務省の通知や応援自治体における方針などを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要があります。

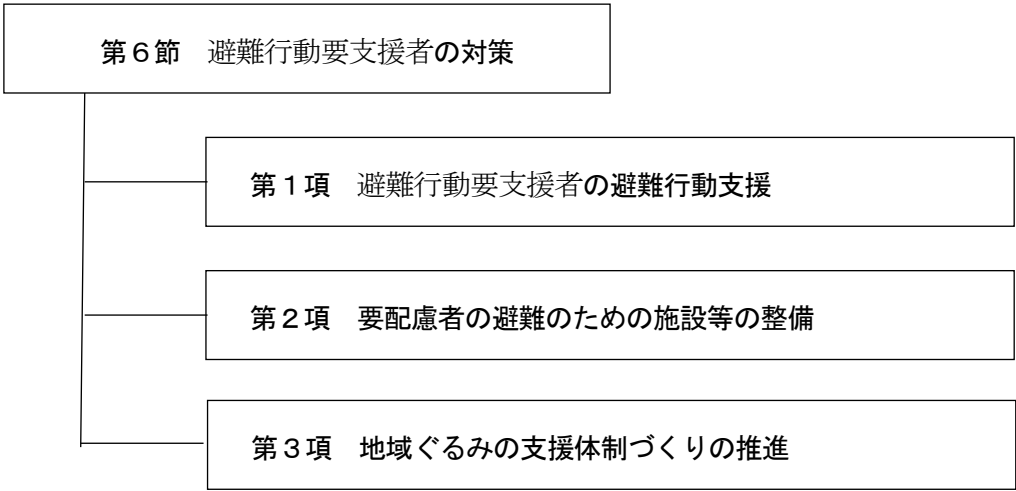
特に受援対象の業務の選定にあたっては、遠隔地においてもウェブ会議等で対応ができないか、また、地元業者への業務委託等ができないかを検討したうえで、応援自治体との遠隔地間での感染拡大が発生しないように留意します。

また、応援要請にあたっては、被災市区町村応援職員確保調整本部や応援都道府県等に対して、三重県や市町の感染者発生状況等の情報を提供します。

第6節 避難行動要支援者の対策

【主担当課等】
危機管理課、福祉保健課

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、その円滑で迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を対象に避難行動要支援者名簿を作成し、地域と連携した避難行動要支援者に対する避難の支援、安否確認など、避難行動要支援者の生命または身体を災害から守るための個別避難計画の作成に努めるとともに、避難のための施設等の整備を進め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



第1項 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、社会福祉協議会、民生委員等と協力し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、その後名簿情報の避難支援等関係者への提供等を進め、避難行動要支援者の避難行動支援に努めます。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1～3級（総合等級）を所持する身体障害者

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者

オ その他、当該者及びその世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者で町長が必要と認めるもの

(2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、消防団、民生委員、自主防災会組織、社会福祉協議会等とします。

(3) 避難支援に必要な情報を適宜更新します。

(4) 名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載します。

名簿作成にあたっては、次の台帳に登録されている者の情報を活用します。

- ①要介護・要支援認定台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(5) 名簿の提供及び情報の漏洩防止

名簿は、消防本部、警察署等の防災関係機関に提供できるものとします。

また、名簿掲載者の中で情報提供の同意を得た者については、避難支援等関係者に必要に応じて名簿を提供します。その場合は、個人情報保護について協定を締結します。

2 避難行動要支援者名簿の管理

町は、避難行動要支援者名簿の情報管理を図るための必要な措置を講じます。

(1) 当避難行動要支援者名簿に記載されている当該者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。

(2) 施錠可能な場所での保管の徹底や、情報の提供を受けた避難支援等関係者の守秘義務等の情報保管に関する対策を徹底します。

3 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発

町は、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者の防災知識の普及、啓発を行います。

(2) 避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

町は、自主防災組織等の協力を得て、可能な範囲での避難行動要支援者の防災訓練への参加を促し、避難行動要支援者の避難行動力の向上に努めます。

(3) 避難支援等関係者の安全措置

町は、災害の状況によっては、避難支援等関係者からの支援が困難な場合があることを避難行動要支援者に説明する。また、避難支援等関係者の安全な支援活動を担保するため、避難支援等関係者が支援に関し法的な責任及び義務を負わないことを周知するものとします。

第2項 要配慮者の避難のための施設等の整備**1 緊急通報設備の導入と移手段の確保**

町は、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、高齢者等避難、避難指示などの災害に関する情報伝達は、同報系防災行政無線及び戸別受信機による伝達の他、文字表示装置、広報車等、様々な緊急通報設備の整備を図るとともに、各地区の現状に合わせ、自主防災組織等が要配慮者の避難誘導に用いる緊急車両の指定等による移手段の確保を促進します。

2 福祉避難所の整備

町は、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、業務継続計画（BCP）の作成を促進します。

また、町と介護保険事業所の間で、協定を取り交わし、必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図ります。

第3項 地域ぐるみの支援体制づくりの推進

町は、避難行動要支援者名簿の作成により高齢者世帯や障がい者世帯の把握に努め、災害発生時には近隣世帯からの迅速な協力が得られるよう、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを自主防災組織等の協力を得て進めるとともに、個別の避難計

画を作成するよう努めます。

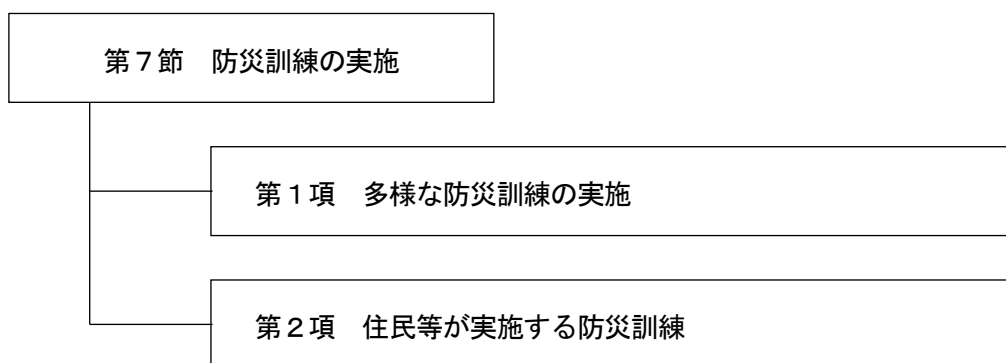
その際、個人情報の保護については、十分に配慮するものとします。

第7節 防災訓練の実施

【主担当課等】

危機管理課

災害時において、町、県、防災関係機関、住民、企業、ボランティア団体、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、防災訓練を実施します。特に、南海トラフ巨大地震及び大雨時の洪水・土砂災害被害のおそれがある地域では、これらの災害を想定した防災訓練を実施します。



第1項 多様な防災訓練の実施

町の各地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証します。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努めます。

1 訓練の種類

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、土砂災害避難訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養います。

(2) 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した総合的な防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、防災体制の強化に努めます。

(3) 津波避難訓練

津波対策の推進に関する法律では、11月5日を「津波防災の日」としており、その主旨にふさわしい行事の実施が求められています。

町は、県・防災関係機関と協力して、町内の住民及び企業・事業所と連携した津波防災訓練の実施により、被害の最小化を目指した津波防災体制の確立を図ります。また、訓練では情報伝達訓練や海岸保全施設閉鎖訓練等を行い、その結果を検証して関係者の意識と技術の向上を図ります。

(4) 南海トラフ地震に係る防災訓練

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）への移行を想定した地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む訓練を、地域の実情に合わせて高度かつ実践的に行います。

ア 津波警報伝達訓練、情報収集・伝達訓練

イ 動員訓練及び本部運営訓練

- ウ 警備及び交通規制訓練
- エ 要配慮者、観光客等に対する避難誘導訓練
- (5) 広域合同防災訓練
 - 近隣市町との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、町が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施し、防災体制の強化に努めます。
- (6) 非常通信訓練
 - 災害によって有線通信系が途絶したり無線通信設備に支障が生じることも予想されることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を実施します。
- (7) 土砂災害訓練
 - 特に近年、狭いエリアに短時間に大雨が降る「局地的豪雨」に起因する土砂災害が増加していることから、安全な場所への迅速な避難を実施できるよう訓練を実施します。
- (8) その他の訓練
 - 災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めます。

2 訓練の方法

- (1) 実施訓練
 - 災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられます。
 - ア 警報の伝達及び通信訓練
 - イ 災害防御訓練
 - (ア) 大火災の消火訓練（消防訓練）
 - (イ) 水害時の土のう積載訓練（水防訓練）
 - ウ 水門・陸閘等の閉鎖訓練
 - エ 避難訓練
 - オ 救急・救助訓練
 - カ 災害応急復旧訓練
 - (ア) 鉄道、道路の交通確保訓練
 - (イ) 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
 - (ウ) 堤防の応急修復訓練
 - (エ) 電力、通信及び上水道等ライフラインの応急修復訓練
 - (オ) 防疫及び清掃等の訓練
 - (カ) 災害広報の訓練
 - (キ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練
- (2) 図上訓練
 - 災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行います。
 - ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画
 - イ 災害応急対策用資機材及び救助物質等の緊急輸送対策
 - ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等
 - エ 災害対策本部の活動訓練等

3 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善を行います。

第2項 住民等が実施する防災訓練

住民等は、地区ごとの「災害時の避難行動計画」や「個人の災害避難計画(My まっぷラン、My まっぷラン+)」による避難訓練の実施に努めます。

1 災害を想定した実践的な避難訓練の実施

訓練の実施にあたっては、津波や土砂災害等による被害を防止するため、住民等一人ひとりが災害の危険性や対処方法などの基礎知識を持ち、実践的な避難訓練を実施します。

- (1) 津波からの避難については、「より早く、より高く」を原則とする避難行動をとることが重要であり、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動がそれぞれに定着することが重要です。訓練では、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込み、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行います。
- (2) 洪水及び土砂災害からの避難については、洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を勘案した避難ルートを確認するとともに、夜間等における安全を考慮した避難行動を検討し、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練に努めます。

第2章第2節第5項「住民等が取り組む避難対策の促進」(P. 2-30) 参照

2 住民が実施する防災訓練への支援

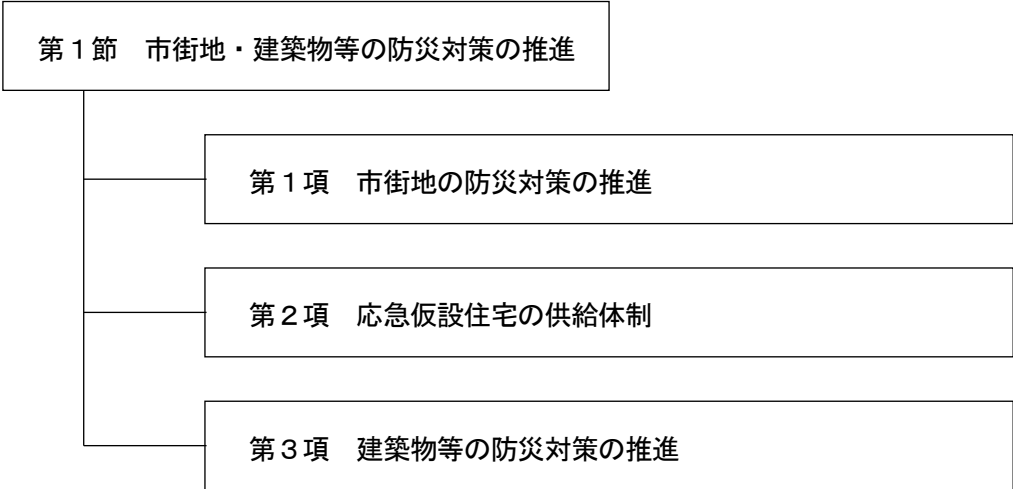
町及び防災関係機関は、自主防災組織や企業、ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていきます。

第4章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 市街地・建築物等の防災対策の推進

【主担当課等】
建設課、財政課、危機管理課

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生しても災害時の被害を最小限に抑えるため、町民と行政が一体となって市街地・建築物等の防災対策を推進します。



第1項 市街地の防災対策の推進

1 密集市街地に係る地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努めます。

2 防災空間と避難路の確保

(1) 防災空間の確保

町は、防災空間（安全な一時避難場所、防災活動のための空地等）を指定・確保し、防災空間として活用するために必要な環境整備を進めます。

特に、津波避難に備えるため、津波被害が及ばない高台等における避難場所の整備を推進します。

(2) 避難路の確保

密集市街地における狭い道路で避難路として位置づけられるものについては、有効なものになるように地域住民の協力を得て、改善整備に努めます。

特に、津波避難に備えるため、避難場所等への速やかな避難を確保する避難路・避難階段等の整備を推進します。

(3) 孤立地区対策

災害時に孤立するおそれのある多くの地域が想定されるため、県及び防災関係機関との連携

体制を確立し、臨時ヘリポート、防災拠点港、情報基盤の整備等により地域の孤立化を防止します。

第1章第6節第1項「緊急輸送ネットワークの整備」(P. 2-12) 参照

3 津波避難施設の整備推進

(1) 津波避難ビルの指定

町は、避難が遅れた町民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波避難ビルの指定を進めます。

また、津波避難ビルの屋上等を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付階段の整備及び改修を推進します。

(2) 津波避難施設（津波避難タワー等）の整備

町は、津波浸水予測区域において、津波からの避難に活用できる公共施設等が存在しない地域においては、津波避難が可能となる津波避難施設（津波避難タワー等）を検討し、整備を推進します。

また、地域住民等が一時若しくは緊急避難・退避できるスペースを持つ高台や工作物に避難する場合、これらの土地や工作物に至る階段やスロープを検討し、整備を推進します。

南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項は、次の通りです。

津波避難対策の実施に関する目標及び達成期間

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成機関
城ノ浜地区	避難場所の整備事業（高台広場）	1箇所	令和11年度

(3) 津波避難施設の周知

津波避難施設を効果的に活用するため、町は、施設名、所在地、避難のため利用できる場所、避難入口、その他緊急かつ一時的な避難施設であること等、津波避難に係る正しい行動等について、町広報紙をはじめ、ホームページ等さまざまな方法により町民等に周知します。

また、町は、指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての表示を行うとともに、道路上への案内標識の設置などを進めます。

4 津波災害特別警戒区域等の指定

町は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」を積極的に活用し、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で、津波災害特別警戒区域の指定により一定の社会福祉施設等の建築及びそのための開発行為について制限を行うことや、町条例により、住宅等の津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれ大きいものに対して、一定の制限を行うことについて、地域の実情や将来像等を十分に勘案し、地域住民等の意向を十分に踏まえ検討します。

5 高台移転等を通じた津波避難対策の実施

高台移転等を通じた津波避難対策を検討します。

第2項 応急仮設住宅の供給体制

1 応急仮設住宅の供給体制整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備します。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

2 災害時相互応援協定の推進

津波等による広範囲及び大規模な災害により町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合を想定し、近隣市町との災害時相互応援協定の締結を進めます。

第3項 建築物等の防災対策の推進

1 建築物等の耐震化

町及び防災関係機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに必要に応じた高台移転等の対策を推進します。

(1) 公共施設等

公共施設等は、次の建物を重点として耐震性の調査を行い、地震防災上必要な改築又は補強、又は高台移転を実施していくものとします。

ア 防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる役場庁舎、消防署等

イ 救護所や避難場所となる学校、体育館、公民館等

(2) 一般建築物

ア 病院、社会福祉施設、学校、集会所等多数の住民が集合する建築物及び事業所施設については、公共施設等と同様に、耐震性の確保（建築落下物の防止を含む）を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律などを活用して指導するとともに、必要な施設の高台移転を促進します。

イ 建築物数で圧倒的な割合を占める住宅等小規模な建築物は、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に大きく資することから、耐震診断及び耐震補強について支援を行い、耐震化を進めます。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づき、知事が指定した特殊建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度があり、その情報を基に所有者又は管理者に対し耐震診断及び耐震補強について支援を行い、耐震化を進めます。

(3) 大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することが義務付けられ、その結果が公表されます。

町及び防災関係機関は、改正に伴う耐震性に係る表示制度の創設を踏まえ、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物については、その旨の表示を促進し、まだ認定を受けていない避難路沿道建築物の耐震性の確保を促進し、震災時の避難路を確保し緊急車両の通行と避難者の安全確保に努めます。

(4) ブロック塀等対策

正しい施工のあり方、既存物の補強の必要性についての普及を図るため、施工関係者に対し

て講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導・相談対応を行います。

(5) その他工作物等対策

看板、広告物、自動販売機等のその他工作物の設置者に対して、落下及び転倒防止など、災害防止対策の普及と啓発に努めます。

(6) 老朽化した木造住宅・建築物

老朽化した木造住宅・建築物については、地震時の倒壊により道路が閉塞し消火・救助活動の支障となるおそれがあることから、除却・耐震改修等の促進に努めます。

2 詳細な津波・地震防災マップの作成・公表

町は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な津波・地震防災マップを作成・公表を検討し、耐震化の必要性について広く周知に努めます。

3 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進するため、建築士及び町職員等に対して講習会への参加を支援するなど、技術者の養成を図ります。

4 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めます。

また、町が判定実施本部として活動する際に支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成に努めます。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

町は、余震や降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした宅地判定士養成講習会の実施及び宅地判定士の養成に協力します。

また、町が判定実施本部として活動する際に支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の養成に努めます。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

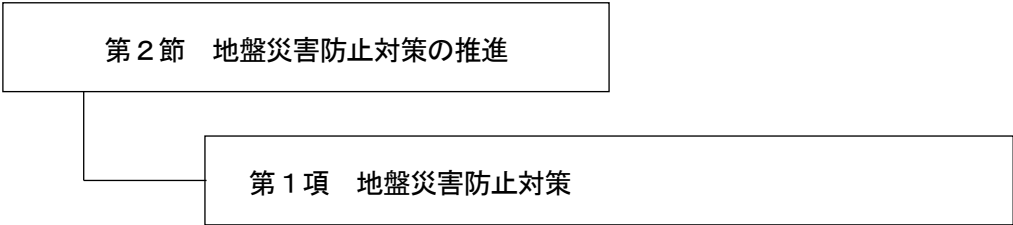
町は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携をとるとともに、震災時には必要に応じて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請します。

また、被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努めます。

第2節 地盤災害防止対策の推進

【主担当課等】
建設課

宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止します。



第1項 地震災害防止対策

1 宅地災害予防対策

(1) 宅地防災月間

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要防災対策を講じさせるため、毎年5月の宅地防災月間に、広報活動を実施して住民へのPRに努めます。

(2) 宅地防災工事の貸付制度の活用

改善報告等を必要とする宅地については、住宅金融支援機構による貸付制度のPRを行います。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

(4) 開発許可制度等による安全かつ良好な宅地

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図ります。

2 液状化対策

町は、県及び防災関係機関と協力し、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、危険地区の建築物の移転促進による適切な土地利用の誘導等を進めます。

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、県は、地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成26年3月)に取りまとめを行っています。

(2) 液状化対策の周知・啓発

町は、この調査結果に基づき、建築物の耐震強化を推進するとともに、液状化対策の周知・啓発に努めるものとします。

(3) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図ります。

(4) 小規模建築物に対する周知・啓発

個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知・啓発に努めます。

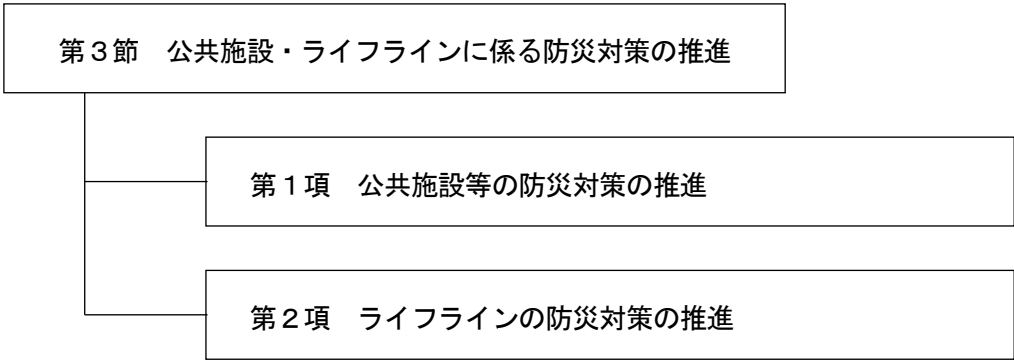
(5) 建築確認申請窓口等における周知・啓発

建築確認申請窓口等において、住民等に液状化対策の周知・啓発に努めます。

第3節 公共施設・ライフラインに係る防災対策の推進

【主担当課等】
農林水産課、建設課、水道課、福祉保健課、学校教育課、危機管理課

道路、港湾、漁港、鉄道、電気、上水道等の公共施設・ライフラインの被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害時に強い施設（耐震化、代替性、多重化、共同溝等）の整備を促進します。



第1項 公共施設等の防災対策の推進

人命に関わる重要施設向けの供給ラインについては、重点的に防災対策を推進します。
また、施設の機能確保のため、必要に応じ、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生した場合の被害想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行います。

第1部第4節「被害の想定」(P. 1-14) 参照

1 道路

南海トラフ巨大地震等の大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯、埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定されます。

(1) 道路注意箇所の防災対策

町内の道路で落石のおそれがある道路注意箇所は資料編に掲載のとおりであり、町は、災害防除事業を推進するよう県及び関係機関に働きかけるものとします。

また、町道については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから、災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るものとします。

資料編 「道路注意箇所一覧」(P. 資2-44) 参照

(2) 国道、県道等の広域幹線道路

国道、県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、防災対策の推進を図ります。

(3) 緊急輸送の確保

町は、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点を相互に連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋梁及びトンネルについても耐震化及び老朽橋の修繕、補強及び架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進します。

(4) 国道42号の災害復旧拠点として、「道の駅」紀伊長島マンボウ、「道の駅」海山の充実を図ります。

(5) 紀勢自動車道の災害復旧拠点、及び町内の道路啓開等の拠点として、紀北パーキングエリアの充実を図ります。

(6) 防災対策の推進

町は、津波等の災害時に備え、避難所・避難路を整備していくとともに、防災拠点及び避難所へのアクセス路の確保を県等に要望し、防災対策の推進を図ります。

2 港湾・漁港

地震発生後の緊急物資及び人員の海上輸送を図るため、長島港においては、震災時に緊急輸送を確保するために必要な耐震強化岸壁が整備されています。今後とも、孤立地区の緊急輸送を確保するため、港湾・漁港の耐震強化岸壁の必要な港湾・漁港施設の改善・整備に努めます。

3 町が管理する公共施設等の管理上の防災対策

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

(1) 施設単位で防災組織を確立します。

(2) 災害対策マニュアルを整備し、次の事項を定めます。

ア 地震・津波及び洪水・土砂災害等の各種情報等の利用者等への伝達（施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じたときは、津波警報発表前でも利用者・入所者に情報を伝達します。）

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 火気点検者の選定及び出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 要配慮者及び避難行動要支援者となりうる生徒・保育園児等の優先救出措置

ケ 社会福祉施設における重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全の確保に必要な措置

(3) 町及び防災関係機関等との連絡網を確立します。

(4) 学校、社会福祉施設等の管理者は、町が行う避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

4 災害応急対策の実施上重要な施設

- (1) 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、第3に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとします。
 - ア 非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 町推進計画に定める避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

第2項 ライフラインの防災対策の推進

1 上水道

町は、災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止します。

(1) 施設の安全性・耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な安全設計及び安全施工を行います。

また、施設の維持管理に際しては、基本法や「大規模地震対策特別措置法」に基づく「厚生労働省防災業務計画」(R3.9)、「水道事業等における地震対策について(通知)」(環水第3号、S55.1)、「水道の地震対策の強化について(通知)」(衛水第188号、H7.8)及び「水道の耐震化計画等策定指針」(厚生労働省、H27.6)、「水道維持管理指針(2016、日本水道協会編)」によって、適切な保守点検による安全性の確保に努めます。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図ります。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

町は、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備します。

また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表します。

(4) 非常時の協力体制

ア 関係職員は、「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図ります。

イ 施設の点検・応急復旧のための要員を確保するため、県及び近隣の市町との協力応援体制を確立します。

2 ライフライン関係機関との連絡体制の確立

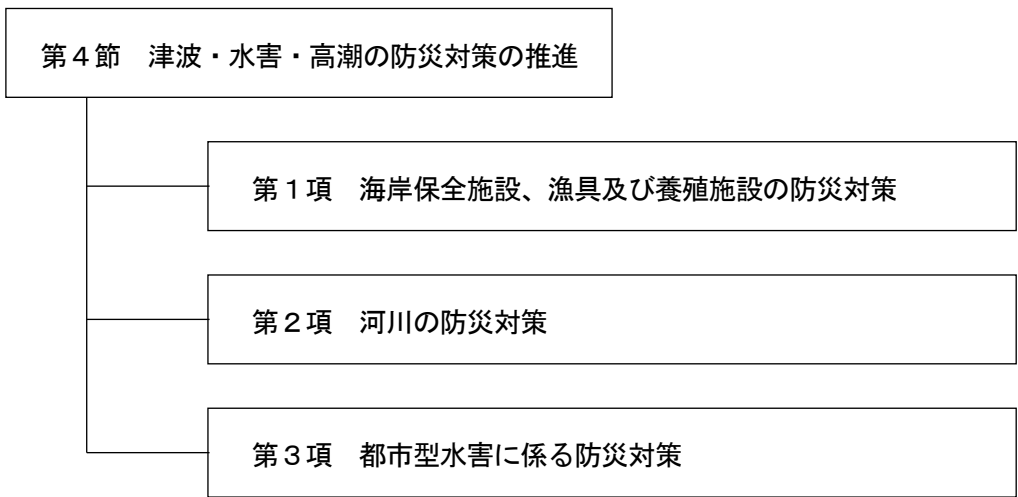
(1) 町は、鉄道・バス・電力・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等の連絡体制を確立します。

(2) 災害復旧に備えるため、地理情報システム(GIS)を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を促進します。

第4節 津波・水害・高潮の防災対策の推進

【主担当課等】
建設課、農林水産課

海岸保全施設により津波・高潮等の被害を防止するとともに、河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止します。また、都市部における水害を未然に防止し、又は、水害が発生した場合の被害の拡大を防止します。



第1項 海岸保全施設、漁具及び養殖施設の防災対策

1 海岸保全施設の防災対策

本町の海岸施設は、昭和34年の伊勢湾台風により壊滅的な打撃を受け、ほぼ全線が整備されました。しかしながら津波、高潮対策上改修を必要とするものもあり、これらの調査、改善などを実施し、海岸保全施設の整備が必要な災害危険防止区域等の防災対策に努めるとともに、消波工、防潮堤等の安全対策を推進します。

(1) 海岸保全事業等の推進

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定し、海岸保全施設等における耐震性の向上、津波及び高潮対策による安全性の確保について、各施設管理者と連携し、海岸保全施設等の補強や整備を促進します。

また、東日本大震災から得られた重要な知見として、交通インフラ（道路等）を活用した第二線堤を整備することにより、そこよりも内陸への津波の浸入をある程度抑制する機能が見られることから、必要に応じて整備を推進します。

(2) 防潮扉等の開閉

各施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食い止める措置を講じ、次の事項を別に定めます。

- ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 防潮堤、堤防等の補強、防潮扉、水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備の方針・計画
- ウ 防潮扉、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方針・計画

(3) 漁港等の防災対策

町が管理する漁港は、第1種漁港4港、第2種漁港1港の計5港があり、漁港背後地（集落）を津波、高潮等から守るため海岸堤防等の整備を図るとともに、既存漁港施設の耐久化を新設します。

〈海岸の現況〉

総延長	海岸保全区域延長
91.4km	28.7km

〈港湾施設〉 管理者 三重県

港湾名	岸壁 (m)	物揚場 (m)	泊地 (千㎡)
長島	420	785	67
引本	485	1,294	116

〈漁港施設〉 管理者 紀北町

漁港名	外かく施設 (m)				けい留施設 (㎡)		
	防波堤	護岸	防砂堤	離岸堤	物揚場	船揚場	泊地
三浦	236.0	103.5	34.0	210.0	1,554.0	1,062.5	7,138.0
海野浦	306.0	79.0	34.1	87.9	1,506.0	137.9	9,971.0
矢口	—	1,296.7	—	—	1,520.0	1,569.5	729,960.0
白浦	228.0	203.1	—	—	2,944.6	963.8	116,430.0
島勝	335.9	122.7	—	—	3,004.9	4,308.0	52,800.0

〈漁港施設〉 管理者 紀北町

区域	外かく施設 (m)	
	堤防 (m)	離岸堤 (m)
三浦漁港海岸	493.0	210.0
海野浦漁港海岸	567.0	87.9
矢口漁港海岸	889.0	—
白浦漁港海岸	648.1	—
島勝漁港海岸	572.0	—

2 漁具及び養殖施設の防災対策

沿岸における定置網等の漁具や小割等の養殖施設を、台風、高潮、波浪、赤潮等から防除するため、次の措置をとるよう指導します。

- (1) 施設、定置網等漁具の撤去
- (2) 養殖施設の避難又は養殖物の移動
- (3) 避難又は撤去できない敷設物の補強（錨、浮子、ロープ等を使用）
- (4) 海中養殖のための堤防の補強

第2項 河川の防災対策

当町には、2級河川、準用河川及び多数の普通河川を擁していますが、全町的に山岳から海岸までの距離が短く、集中的な大雨に対しては、鉄砲水や洪水等の危険があります。

1 治水対策

- (1) 町地内には、町管理河川のほかに県管理河川もあり、円滑な排水を行うため、県の協力を得て、河川の改修等による安全対策を促進します。
- (2) 町管理河川については、土石流への対策とともに河床の浚渫など河川改修を推進します。
- (3) 国、県の河川改修事業、災害復旧事業の導入を図り、かつ、上流部の荒廃発生源対策等を考慮しながら、総合的な河川対策の推進を河川管理者に要望します。

2 河川の耐震対策

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、次のような耐震対策を実施します。

- (1) 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、海水等の逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼすおそれのある区域について調査を実施し、その結果、甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上等の安全対策を実施します。
- (2) 消火活動等の支援に必要な施設を設置します。

第3項 都市型水害に係る防災対策

1 都市型水害に強い土地利用の推進

- (1) 浸水による災害発生のおそれのある区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、水害に強い土地利用の推進に努めます。
- (2) 町は、洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促します。

2 防災施設の耐水性の確保

町役場、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進めます。

3 情報収集体制の整備

災害対策本部に集まる浸水状況、被災状況、水防活動状況等と河川管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進めます。

4 排水ポンプ場の耐水性強化

河川の排水ポンプ場について、氾濫、浸水時の機能確保のため、施設、機器の嵩上げなど必要な耐水性強化対策を進めるとともに、操作の確実性、迅速性向上のため、遠方監視カメラ・遠方操作化等の監視施設整備を進めます。

5 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占有者に指導を行うと共に道路パトロールにより路面状況の把握に努めます。

6 要配慮者対策

病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、社会福祉施設等については、水害に対する安全性の確保に特に配慮します。

7 水災危機管理、被害軽減対策

(1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保します。また避難者を救出するためにボート等の確保に努めます。

(2) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知します。

(3) 水災廃棄物対策

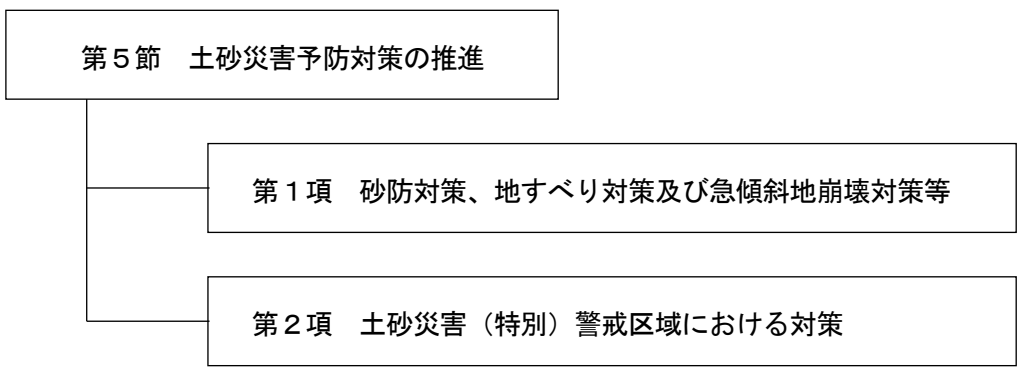
浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討します。

第5節 土砂災害予防対策の推進

【主担当課等】
建設課、農林水産課、危機管理課

町は、土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、土砂災害危険地域の予防対策を推進します。

また、土砂災害警戒区域に指定された地域の円滑な警戒避難が行われるために必要な予防対策を推進します。



第1項 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策等

1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、必要な事項について住民等に周知するよう努めます。

町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について防災マップ等の配布その他の必要な対策を進め、周知徹底を図ります。

また、要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めます。

2 土砂災害危険箇所の災害防止対策

県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施します。

(1) 土石流対策

- ア 砂防指定を要する箇所の指定促進
- イ 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
- ウ 開発等に係る行為の制限等、指定地内の管理

(2) 地すべり対策

危険箇所については、必要な防災工事を県へ要請します。

(3) 急傾斜地対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請します。

3 土砂災害情報相互通報システムの整備

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民と行政とが土砂災害関連情報を交換すること

により、警戒避難体制を強化し、住民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となります。このため、県及び町は、土砂災害情報相互通報システムの整備を行いました。

なお、システムの整備・改修については、今後も継続して行うものとします。

4 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定めます。

- (1) 避難所の設置
- (2) 高齢者等避難、避難指示等の時期決定方法
- (3) 気象情報、異常現象、避難指示等の情報の住民への周知方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所の把握
- (7) 土砂災害危険箇所のパトロール
- (8) その他必要事項

第2項 土砂災害（特別）警戒区域における対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、以下の措置を講じます。

1 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布し、住民に対する土砂災害への危機管理意識の啓発を図ります。
- (2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難などの防災訓練を実施します。

第3章第7節第2項「住民等が実施する防災訓練」（P. 2-48）参照

- (3) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見を図ります。
- (4) 予報又は警報の発表を受けて、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムの整備を行います。

2 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、以下の措置を講ずることとされています。

- (1) 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設建設のための開発行為に関する許可が必要です。
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制が行われます。
- (3) 著しい損壊が生ずる建築物の所有者に対する移転等の勧告がなされます。

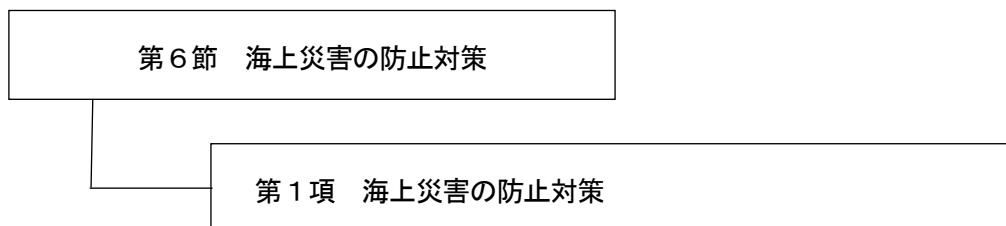
資料編 「砂防指定地内の溪流」（P. 資2-3）参照
「山腹崩壊危険地区一覧」（P. 資2-4）参照
「崩壊土砂流出危険地区一覧」（P. 資2-9）参照
「土石流危険溪流一覧」（P. 資2-14）参照
「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」（P. 資2-20）参照

第6節 海上災害の防止対策

【主担当課等】

危機管理課、農林水産課

海上における災害及び陸上から海域への流出油事故等の災害を未然に防止し、または、これらの災害が発生した場合の被害の拡大を防止します。



第1項 海上災害の防止対策

1 防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとします。

- (1) 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着材等
- (2) 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

2 防災訓練の実施

町は、県及び防災関係機関の実施する海上災害に対する訓練に積極的に参加・協力します。

3 調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図ります。

- (1) 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- (2) 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
- (3) 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
- (4) 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

4 危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力します。

5 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成

防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、町職員教育を行います。

尾鷲湾及びその周辺海域において、流出油による災害が発生し又は発生するおそれがある場合の流出油の防除活動について必要な事項を協議調整し、かつその効果的な推進を図ります。

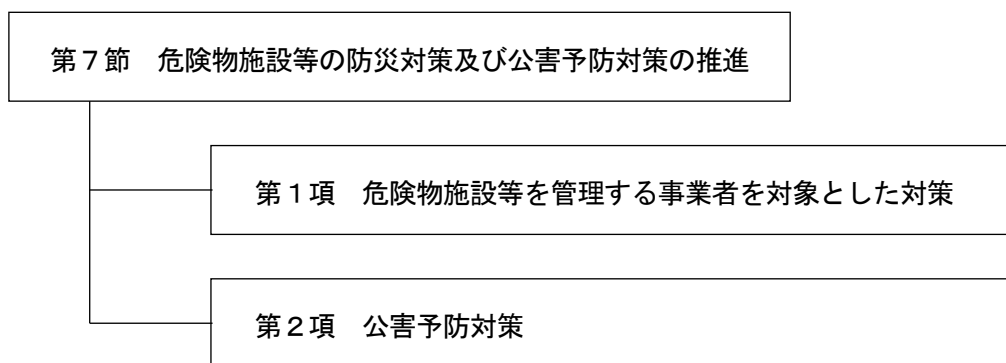
第7節 危険物施設等の防災対策及び公害予防対策の推進

【主担当課等】

三重紀北消防組合、危機管理課、環境管理課

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による、災害の発生及び拡大の防止に努めるとともに、地震・津波による施設等の損傷による二次災害を防止します。

また、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合の公害予防対策に努めます。



第1項 危険物施設等を管理する事業者を対象とした対策

1 危険物施設等の現況把握

町は、町内の石油類等の危険物施設等の現況について、把握します。

資料編 「町内危険物施設状況」(P. 資6-2) 参照

2 危険物施設等への安全指導

(1) 危険物製造所等に対する指導

三重紀北消防組合は、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

三重紀北消防組合は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行います。

(3) 保安教育の実施

三重紀北消防組合は、管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行います。

3 危険物施設等の耐震化

町は、三重紀北消防組合に協力を依頼し、消防法に規定する危険物製造所等に対し、施設の耐震化の強化を促進します。

4 地震・津波発生時の危険物等の漏洩等に対する対策

町は、消防本部に協力を依頼し、危険物等の取扱施設の管理者等に対し自主保安体制の強化と危険物等施設の耐震化を進め、津波に対する被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策を促します。

また、地震・津波発生時に毒性物質を含む危険物等の漏洩等により住民等に被害が生じないように、施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するなど、総合的な対策を行うよう促します。

5 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等

事業所の管理者等は、危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施します。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図ります。

第2項 公害予防対策

1 ばい煙発生施設又は指定施設

町は、災害発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努める体制を整備します。

2 排水施設又は特定施設

町は、災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には、関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努める体制を整備します。

3 公害防止協定の締結

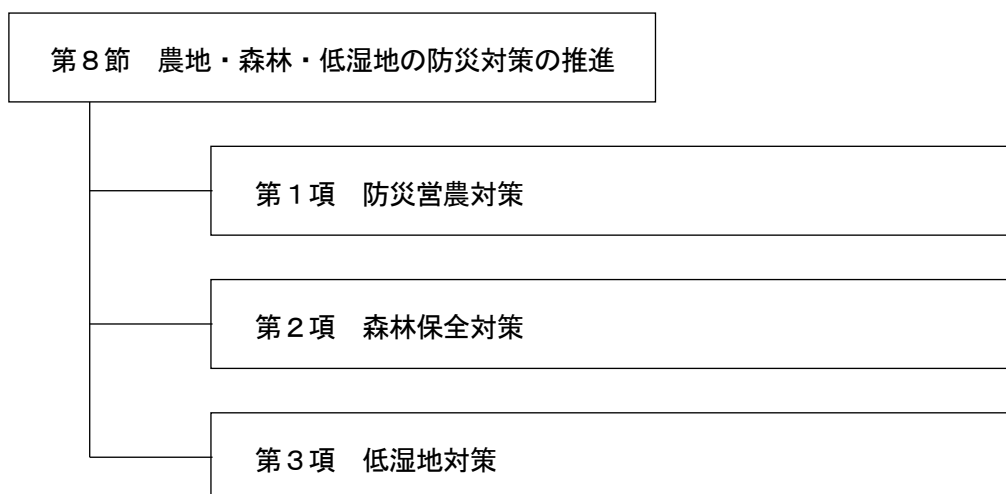
町は、公害発生施設を持つ事業者との間に公害防止協定を締結し、災害発生時における公害予防措置を明記します。

第8節 農地・森林・低湿地の防災対策の推進

【主担当課等】

農林水産課、危機管理課

災害時（病虫害を含む。）における農産物等への被害を減少するとともに、森林保全対策及び湿地におけるたん水、ため池氾濫等を防止する防災対策を進めます。



第1項 防災営農対策

1 稲種子の確保

稲種子については、必要に応じて三重県米麦協会の備蓄稲種子のあっせん導入を受けます。

2 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え伊勢農業協同組合、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努めます。

3 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術についてそれぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図ります。

防災に必要な技術指針は、次の事項をもととして定めるものとします。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に備え、被害を僅少に食い止めるための技術

4 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

町は、家畜保健衛生所が行う災害時に多発すると予想される家畜伝染病の調査、家畜伝染予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延のために必要な措置（検査、注射、消毒等）、農業団体の関係職員及び獣医師等に対する技術の伝達指導に協力します。

第2項 森林保全対策

本町における森林面積は、全町面積の約90%を占めており、多雨地帯な上に急峻な山地が多いことから、自然的条件に起因する災害の発生も多く、山地の深層崩壊など大規模な災害も発生しています。

1 流域保全・山地災害対策

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流され河床の上昇により水害発生の原因となるため、荒廃地の現況を把握し、治山事業の推進を図ります。また、台風などによる風倒木や河床の上昇などから発生する河川周辺の立枯木について、洪水時などに流木となり下流域での災害発生の原因や漁業等への影響もあり、適切な処理に努める必要があります。
- (2) 集中豪雨による災害は、町民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施します。
- (3) 森林は災害防止機能を有しており、間伐などの森林整備が適切に行われていない森林は、災害防止機能が低下し、山地災害などの発生につながる恐れがあります。そのため、森林所有者等に対して適切な森林整備を促すとともに、適切な管理が困難な森林所有者等に代わり、町が森林の管理に関与し、適切な森林整備を促進する取り組みを推進するなど、森林の災害防止機能の維持増進に努めます。

2 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調整の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されています。過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進します。

第3項 低湿地対策

1 たん水防除対策

たん水防除については、河川下流部で、近年の豪雨や土地開発などから、頻繁にたん水被害の発生する地域が見受けられ、状況の把握やその対策に努める必要があります。

現在、本町のたん水防除実施地区は、山本地区、出垣内地区、上里地区、中里地区、船津地区、相賀本地地区2ヶ所、汐見地区の8ヶ所があり、これらの地区に対しては、排水機、排水路、樋門等が整備されていますが、老朽化が進んでいることから、引き続き適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに排水能力が不足している施設等については、必要な整備に取り組みます。

2 ため池対策

農業用ため池については、適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害に対応する必要があります。そのため、浸水被害想定区域に人家や公共施設等がある防災上重要なため池(防災重点農業用ため池)については、人的被害が想定される地区を対象にハザードマップを作成するとともに、農業用として利用されていないため池も含め、老朽化により機能低下や決壊の危険性のある場合には、状況に応じてため池の撤去や改修等を検討していきます。

第5章 南海トラフ地震防災対策の推進

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

【主担当課等】

各課共通

町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）による防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震防災推進計画を策定します。

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、本町及び防災関係機関の役割と責任を明らかにします。

特に、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的として策定します。

第4部地震・津波対策4「南海トラフ地震防災対策推進計画」（P. 4-138）参照

第2節 津波避難緊急事業計画の策定と実施

【主担当課等】

各課共通

町は、本計画（平成26年度改訂の紀北町地域防災計画）により、早急に津波避難緊急事業計画を作成するとともに、津波避難対策緊急事業を実施します。

第2節 津波避難緊急事業計画の策定と実施

第1項 津波避難対策緊急事業の促進

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）による防災対策推進基本計画（平成26年3月28日）に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域（※注1）及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（※注2）に指定されました。

※注1 推進地域は、①震度6弱以上の揺れが予想される②3メートル以上の津波のおそれがあり、この水位より高い海岸堤防がない③過去の南海トラフ地震で大きな被害を受けた④防災体制の確保等の観点といった基準により指定されます。

※注2 特別強化地域は、①津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域②特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村③同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）といった基準により指定されています。

第1項 津波避難対策緊急事業の促進

1 津波避難対策緊急事業計画の作成

南海トラフ地震対策特別措置法、災害対策基本法に基づき策定される南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を受けて、町は、津波避難対策緊急事業計画を作成し、従来の耐震化、防潮堤の整備等の地震防災対策に加えて、津波からの避難施設、高台までの避難経路等の整備、高台移転等を通じた津波避難対策の実施等、津波に係る防災対策の早急な実施を図ります。